

西陣渤海家所蔵『現糸割符連綿録』

仲 村 研

私は一九七七年三月、以前から借用している京都西陣の渤海義之氏所蔵の文書目録を、同志社大学人文科学研究所から刊行した。この目録は、ここに紹介する『現糸割符連綿録』乾・坤の二冊のほか、糸割符商人の大名貸にかんする文書をはじめ、渤海家にかんする文書の数々、たとえば、遺言状、家訓、奉公人の請状、借屋賃借証文、借金証文、婚姻・葬儀にかんする文書など約二〇〇〇点の文書を含んでいる。

これらの文書のうちに「糸割符関係文献」の表題をもつ帙があり、その中に『糸割符由緒』『現糸割符連綿帳』『現糸割符連綿帳 坤』『積金仕方書』の四冊の冊子があ

る。帙の表題は先代の渤海茂一氏が付されたものである。

ところで、一九七五年九月、宮本又次氏は『上方の研究』第三巻に「糸割符関係史料『割符方』」という一文を寄せ、その中で『割符方』の表題をもつ文書を紹介しておられる。宮本氏はその紹介にあたって、従来、糸割符研究の基本史料として、『糸割符由緒書』（『近世社会経済叢書』第八巻所収）『糸割符由緒書』（『続々群書類従』十六巻所収）、『糸乱書』付録『糸割符御由緒』（『徳川時代商業叢書』第一所収）、堺図書館所蔵の嘉永四年写本『糸割符由緒』、九州文化史研究所蔵の松本文庫本『糸割符宿老覚書』、長崎県立図書館所蔵の嘉永七年巨智部忠陽

控『糸割符濫觴之次第御尋に付申上候書付』、宮本又次氏所蔵の元禄九年写本『糸割符由緒』をあげておられる。これらの史料のほか、京都糸割符仲間については、『京都御役所向大概覚書』六下の二十五「長崎糸割符并糸面々株付之事」の中にある「京糸割符人数并割符正徳六年申改」の項と、『京羽二重織留』巻六の「長崎割符取人数」の項が糸割符商人の住所と名前を書上げている。

宮本氏のあげられた基本史料や、従来の糸割符研究で使用されている史料の中に、渤海氏文書の『現糸割符連綿録』に類するものはなく、加えて岩波書店の『国書総目録』にも『現糸割符連綿録』は項目として採用されておらず、京都の歴史研究でもっとも権威ある『京都の歴史』の5「近世の展開」の第二章「商業都市の推転」の糸割符関係記述でも、この史料は取り上げられている形跡はない。とすると、この史料と同類のものは、いまだ研究者の目にふれていないということになる。私が史料

紹介を思い立った理由はここにある。

つぎの理由は、この史料が京都商人の相続のあり方を詳細に示していることである。確かにこの史料は京都糸割符商人に限定され、糸株の相続は京都町奉行の認可をへておこなわれてはいるが、相続形態そのものは、京都商人一般に普遍されうるものと考えられる。ここで紹介する史料の所蔵者である渤海家は、『現糸割符連綿録乾』の四十丁裏から四十六丁裏にかけて登場する「八文字屋」の後裔である。

貞享二年（一六八五）五月、糸割符再興のさい、古割符の由緒より仲間に編成された鱗形屋祐泉が三十二斤を割り宛てられ、その跡鱗形屋善兵衛（のち五郎兵衛）から享保六年（一七二二）十二月に養子の鱗形屋孫八が相続し、同八年十月三日に屋号を鱗形屋から具足屋と改め、同十年十二月六日に中老役に就任し、同十五年十二月に与右衛門と改名し、具足屋与右衛門と号した。しかし、寛保元年（一七四一）九月十六日に鑄銭にかんして不埒があっ

たとして、中老役を解任され、糸株も没収されんとしたが、延享二年（一七四五）五月に与右衛門の従弟八文字屋茂兵衛が題糸二十四斤に減額されて、糸株を相続することになった。この八文字屋茂兵衛こそ、現在の渤海家の先祖である。

八文字屋茂兵衛は寛延二年（一七四九）八月は笠原喜右衛門から六斤の糸株を譲渡され、三十斤の糸株を所有することになり、宝暦二年（一七五二）十月には糸目利役と組頭役を兼帯することになったが、同四年十一月には病気のため、息子の市右衛門に糸株を譲渡した。茂兵衛を襲名した市右衛門は天明四年（一七八四）五月に病気のため、孫の市右衛門改め茂兵衛に糸株を譲渡し、茂兵衛は寛政四年（一七九二）三月に組頭役になっている。同五年九月、急病のため茂兵衛は弟の安五郎に名跡を譲り、安五郎は享和二年（一八〇二）四月茂左衛門と改名し、八月に組頭役になり、十二月に八文字屋を渤海と改めた。同三年三月に請払役、文化二年（一八〇五）九月に中老役、同

三年三月に唐物掛りに任ぜられた。同四年三月に年寄役になり、仲間の重役を歴任した。同六年七月、茂左衛門は病気のため役職より退いたが、糸株高五十斤に増加していた。

いったん、重役から退いたものの、文化十四年十月、仲間に悶着があり、推されて元々役を勤めた。仲間のために尽力した茂左衛門は息子の茂助に名跡を譲渡し、天保元年（一八三〇）五月に糸株六斤が新たに加えられ、同二年十一月、茂助は組頭役に任ぜられたが、同三年九月、病気によって退役し、新加糸株六斤を返上した。同七年二月、養子善助はあらためて糸株六斤を加えられんことを申請して認められ、天保七年三月に組頭役に任ぜられている。

以上が、『現糸割符連綿帳 乾』に記載されている渤海家にかんする部分で、これで渤海家の糸株の相続が凡そ理解できると思う。この文書の成立は、相続の下限が天保七年三月であるから、最終的には天保七年としてよい。

糸株相続者についての記述のあと二、三丁の白紙が残されているが、これはその後の相続の態様を記述するために空白として残されていることを示している。渤海氏以外の記述は、表紙に「天保六年未六月改正」とあるように、ほとんどが天保六年以前で終わっており、渤海氏のみが天保七年三月にまで日付が下っていることは、この冊子が渤海善助によって記されたことを物語っている。

もちろん、この冊子は糸割符仲間の由緒と糸株所有の指標を示すものであるから、仲間全体のものとしてあると思われるが、現在、渤海氏がこれを所有しているのは、天保七年三月に組頭役に任ぜられた善助が、職責上、仲間全体の由緒を把握する必要から自ら筆写したものか、仲間役場書記菅吉六に筆記させたものと考えて大過あるまい。

京都糸割符仲間の人数は、貞享二年（一六八五）頃から享保年間にかけてはぼ七十人から七十七人の幅を動いているが、約七十五人と考えてよい。ところで、『現糸割

符連綿録』の乾・坤二冊に記載されている仲間は三十九人である。あるいは良・巽の二冊があつて合わせて江戸中期の七十五人に近づく人数になるとも考えられるが、乾・坤という表現からして、この帳簿は二冊で完結しており、仲間人数は三十九人に減員していたとする方が妥当と思われるが、これは今後の調査によって明らかにされねばならない。

元禄十年（一六九七）の糸割符の改正以降、急速に糸割符増銀を減少させ、京都では鑄銭事業にまで手をつけ（中田易直「糸割符の変遷——元禄享保期の糸割符増銀を中心に——」伊東多三郎編『国民生活史研究』2 吉川弘文館 一九五九年）、仲間の一部は高利貸業を主業とするものが多い（藤田貞一郎「近世京都質屋仲間」同志社大学人文科学研究所『社会科学』十九号 一九七五年）、当然のことながら、糸割符による糸営業によって自己の商業を支え拡大することは、元禄十年の改正以降不能になっており、むしろ糸割符仲間へ加入していること、すなわち、糸株

を所有しているという事実が、糸割符商人の他商種営業の信用を保証するものとして機能している事実を見逃すことができない。京都糸割符会所はあいついで赤字をだしているにもかかわらず、仲間を維持する必要性は、もちろん幕府政策の観点から見通さねばならないが、糸割符商人の側からも追究する必要がある。

それはともかく、私自身の関心は仲間商人の糸株の相続にあるが、この史料紹介が従来の糸割符研究の空白を多少でも埋めえれば幸いである。研究者がこの史料をどのように評価するか注目したい。

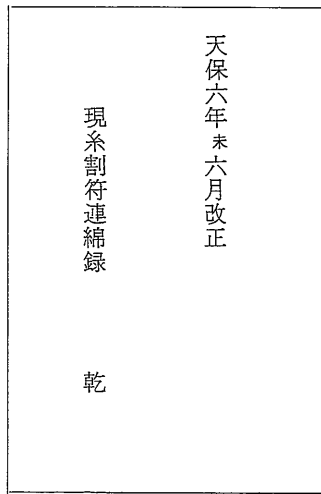
最後に貴重な史料を貸与してくださった渤海義之氏はじめご家族の方々に謝意を表す次第である。

凡 例

一、文字は全て当用漢字を採用した。

一、『』は朱書であることを示す。
一、丁改には何丁の表・裏であるかを表示した。

(表紙)



(縦23.6cm×横16.8cm)

(表紙裏白紙)

(一丁表)

古割符

慶長九辰年於伏見

御城始而京・堺・長崎三ヶ所、糸割符奉蒙台命、其後寛永八末年江戸・大坂江も割符被下置、此節々五ヶ所

与成、明暦未年迄相続、同年糸割符相止ミ、寛文十一
 亥年迄唐人相對商売与成、翌子年ノ貨物与申名目相
 立、貞享二丑年迄相続、同年五月糸割符再興被 仰付
 候、慶長年中ノ明暦元年迄之割符人・貨物人と成来候
 者も、又貨物ニ不加者も有之、貞享二丑年再興之時、御
 調ありて糸割符ニ被 召出候を、古割符与唱申候事、
 『但し慶長九辰年ノ明暦元未年迄五拾二年ニ成、明暦
 元未年ノ寛文十一亥年迄拾七年ニ成、寛文十二
 子年ノ貞享二丑年迄拾四年ニ成』

(三丁表)

(二丁表)
 当割符

貞享二丑年五月廿一日糸割符

再興被 仰付、其比由緒之者申立、御調ありて、割符
 人ニ被 召加候者を、当割符と唱申候、

(三丁裏)

(二丁裏)

年 長崎勤番寄 宇野休八郎
 同 寄 江原忠七
 天保六未年六月 同 清水藤吉

中 老 森川吉右衛門
 元 渤海茂左衛門
 同 大音吉兵衛
 同 奥 慶 勝
 唐物掛り役 宇野久四郎
 質方 巨智部吉三郎
 請 長崎勤番私 鎌田源太郎
 請 弘 世継八郎兵衛
 糸目 頭利 奥 陸 祐
 組 頭 福井栄次郎
 同 質 會 役所 磯谷九郎右衛門
 定 同 見習 同 勝五郎
 同 元方役 村瀬幸右衛門
 役方見習 有来新三郎
 同 浦井徳右衛門

役場筆者
 菅 吉六

同見習
同 政吉

(六丁裏)
『宇野』

(四丁裏白紙)
(四丁裏)

『当』宇野壹

『当』江原貳

『当分ケ』清水三

『当』森川四

『古』渤海五

『当』大音六

『当分ケ』奥七

『当』巨智部八

『当』鎌田九

『新』世継十

『当分ケ』福井拾一

『当』磯谷拾貳

『古』有来拾三

『新』村瀬拾四

『古分ケ』浦井拾五

(五丁裏)
(五丁裏)

『宇野』

浄土宗

『当』宇野家

金戒光明寺中

宿坊 栖松院

元株 塚屋

新町通大炊町

一題糸式拾七斤

塚屋六右衛門

貞享式 丑年五月御再興之節、被召加後、剃髮一有卜

改、

右一有俵

一題糸式拾七斤

塚屋六右衛門

貞享五辰年五月名跡相統被仰付候、

右六右衛門俵

一題糸式拾七斤

塚屋長兵衛

享保式酉年正月長兵衛病氣ニ付、名跡養子弁之助江

相統被仰付候事、

右長兵衛養子

一題糸式拾七斤

塚屋弁之助

享保式酉年正月名跡相統被仰付候得とも、弁之助

事、病氣ニ付、継目御札不相勤、依之、長兵衛從弟

宇野七右衛門江名跡相統為致度出願、御聞濟、

右長兵衛從弟

一題糸式拾七斤

宇野七右衛門

享保式酉年十二月塚屋長兵衛ノ譲リ受相統被 仰付

候、

(七丁裏)

享保三戌年五月薬種荒物目利役被 仰付候、

同四亥年請扱役ニ而長崎表へ勤番ス、

同十巳年三月又右衛門卜改名願、御聞濟、

同十式未年十二月久四郎卜改名願、御聞濟、

同十五戌年正月十一日加増糸八斤被仰付候事、

寛保元酉年八月廿七日中老役被仰付候事、

馬場讚岐守様

御在役

三井下総守様

(八丁巻)

寛保三亥年四月五日清水清右衛門代り年寄役被仰

付、糸高五丸受用、

御在役右同断、

寛延二巳年二月病氣ニ付退役、願之通、御聞濟、同

月十七日死去、名跡之儀者追而可被 仰付旨被 仰

出候事、

右久四郎粹

一題糸老丸

宇野助三郎

寛延貳巳年四月名跡相統被仰付候、繼目御礼勤ル、

(八丁巻)

御在役

三井下総守様 在江戸

永井丹波守様 御月番

宝曆四戌年十月十七日助三郎事前髪取久四郎と改名

願、御聞濟、

同七丑年四月組頭役申渡ス、

同十一巳年九月十一日組頭退役仲ケ間取締相動、

明和式酉年年寄役被仰付糸高五丸受用ス、

同六丑年五月長崎表江勤番罷下ル、

安永九子年十月長崎在勤中病死ニ付、役儀御免被仰

付、名跡糸株相統之儀者、実子元之助幼年ニ付、糸

株暫仲ケ間江預ケ置、追而元之助成長之上、相統被

仰付度旨、親類中連印一札取之、相願候処、御聞濟、

右久四郎実粹

一題糸三拾斤

宇野元之助

当未廿貳歳

寛政十一未年六月名跡相統被仰付候、繼目御礼勤、

御在役 三浦伊勢守様

松下信濃守様

(九丁表)

寛政十一未年八月請拵役ニ而長崎表勤番ス、

享和三亥年二月七日年寄役見習被 仰付候、久四郎

与改名願、御聞濟、

享和三亥年四月二日年寄本役被仰付候、同月長崎在

勤役付御礼御暇御礼共一同相勤候事、

御在役 西 曲淵和泉守様 御月番

東 森川越前守様

(十丁表)

文化三寅年四月長崎表ハ帰京後病氣ニ而、年寄役難

相勤、依之、暫中老役ニ而相勤度願出候之處、同八

月五日願之通被 仰付候事、

御在役 東 森川越前守様

西 牧野大和守様

文化八未年十月廿四日年寄帰役被 仰付、同年十一

月朔日役付御礼相勤、糸高五丸受用ス、

御在役 東 小長谷和泉守様

西 三橋飛驒守様

(十一丁表)

文化十酉年八月重病ニ付退役願、御聞濟、

右久四郎弟

一題糸老丸

宇野宗四郎

当酉三拾貳歳

文化十酉年十一月名跡相続被仰付候、継目御礼勤相

濟、

御在役 西 三橋飛驒守様

東 佐野肥後守様

文化十一戌年八月實方掛リ役被仰付候、

(十二丁表)

十一月

文化十一戌年久八郎と改名願、御聞濟、

同十二亥年九月休八郎と改名願、御聞濟、

但し久之字公儀差支ニ付変名、

同十四丑年十月組頭役申渡ス、

同年十一月唐物掛リ役被 仰付候、

文政二卯年十一月十三日中老役被 仰付候、

御在役 西 松浦伊勢守様

東 佐野肥後守様

(十一丁表)

文政四巳年四月七日年寄役被 仰付候、

同月十五日役付御札相勤、

御在役 東 牧備後守様

西 曾我豊後守様

文政九戌年四月長崎表勤番罷下ル、

同十一子年三月交代帰京、

(十二丁表)

右休八郎儀、文化十式亥年以來、京・長崎勤定向格

別仕法相立、其後追々昇役之上、割符方・唐物方万

端精勤、且又文政九戌年以來、長崎在勤中、大造之

上納債銀勤弁を以、無借同様取計、文政十式丑年 日

リ京・長崎共諸役料相定、割符銀頂戴仕候様被取計

候段、誠ニ不容易勤功ニ付、為褒賞、向後家督相統

之節勤年限不拘差次、中老役可願立、自然家督人幼

年ニ而役義難相勤候節者、助役可致旨役方中評談相

決候ニ付、文政十式丑年三月、右褒賞書役方中連印

ニ而相渡有之事、但右褒賞書留糸株高褒書割印留ニ

有之候事、

(十二丁裏)

天保元寅年五月依勤功俸久四郎新加糸株六斤、願之

通、御聞濟、同年十月朔日新加御札勤、

同年十月久四郎義質方掛唐物方助役被 仰付候、

同二年七月右同人唐物掛リ見習勤被 仰付候、

同四巳年七月休八郎義長崎為勤番罷下ル、

同六未年十月長崎勤番清水藤吉与交代帰京後、

来申御年頭江戸参府之儀、伺濟之処、病氣ニ取合せ、

相断、右代り森川吉右衛門犯礼参府相勤申候、

天保七甲二月右久四郎中老役被 仰付候、

(十三丁表)

御在役 東 深谷遠江守様

西 佐橋長門守様

(十三丁裏白紙)

(十四丁表白紙)

(十四丁裏)

『江原』

(十五丁巻)

浄土宗

『長崎屋』江原家

金戒光明寺中

宿坊 善昌院

元株 永原 丸屋

室町蓮花立町

永原彦兵衛

(十六丁巻)

正徳元卯年十二月名跡相統被仰付候、

一同 三拾八斤

丸屋 又蔵

右小三郎弟

一題糸三拾八斤

丸屋小三郎

宝永四亥年永原三郎兵衛を譲り受、相統被仰付候、

一題糸老丸

親孫兵衛貨物札宿老相勤候由緒を以、貞享貳年丑五

月御再興之節被 召加、

(十五丁巻)

元録十五年二月廿七日龜屋栄信代り中老役被 仰付、

糸式丸受用ス、

元録十五年十二月病身ニ付、役義被召放、持糸高

拾貳斤減少被 仰付候、

右彦兵衛俸

一題糸三拾八斤

永原三郎兵衛

元録十五年十二月廿七日名跡相統被仰付候、

(十六丁巻)

宝永四亥年三郎兵衛病氣ニ付、丸屋小三郎江相譲り

度願、御聞濟、

(十六丁巻)

享保二酉年十二月右又蔵義長崎屋忠助方江養子ニ罷

成候ニ付、糸株長崎屋忠助江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸三拾八斤

長崎屋忠助

享保貳酉年十二月丸屋又蔵を譲リ請、相統被 仰付

候、

一同 三拾八斤

長崎屋又蔵

享保六丑年七月名跡相統被 仰付候、

(十七丁巻)

右又蔵從弟市右衛門事

一題糸三拾八斤

長崎屋又四郎

享保十八丑年十月右又蔵病氣ニ付、從弟市右衛門と

申者又四郎と改名致、糸株名跡相統被仰付候、

元文貳巳年三月長崎屋事江原と申苗字ニ相改度願、

(十七丁巻)

尚亦又四郎事忠七与改名之儀共願出候処、御聞濟、
寛保貳戌年三月会所元方商人掛り役被、御付候、

同年十二月七日組頭役申渡元方役兼帯、

同三亥年八月廿八日元方役申渡、

延享元子年七月五日丁字屋利兵衛代り中老役被、御付候、

馬場讚岐守様 御月番

御在役

三井下総守様

寛延三年三月十五日年寄役被仰付、糸五丸受用ス、

永井丹波守様

稲垣能登守様

(十八丁巻)

明和五子年九月就病氣退役御願申上候処、先保養可

仰渡、同八卯年十一月又々退役之儀、御願申上候

処、御差留ニ相成候事、

右忠七俸

一題糸壹丸

江原 忠次

安永二巳年二月廿九日忠七義追々重病ニ付、御願奉
申上候処、糸株俸忠次江相統被、御付候、
同年八月十五日忠次事忠七与改名、継目御礼相勤候
事、

(十八丁巻)

安永二巳年十一月廿七日中老役被仰付候、

同四年十二月九日年寄役被仰付候、

寛政三亥年八月長崎在勤中病氣ニ付退役、糸株俸太

四郎江相譲り度願、御聞濟、

右忠七俸

一題糸壹丸

江原太四郎

寛政二戌年六月親忠七存命中年寄見習役被仰付候

処、翌亥年八月親忠七重病ニ付、名跡相統被仰付、

忠七与改名願、御聞濟、

(十九丁巻)

寛政三亥年九月廿一日年寄役被仰付候、

同年十月長崎表勤番罷下候処、翌子年彼地ニ而病

死、依之役儀返上、糸株相統致候者無之ニ付、暫仲

ク間江預ケ度願、御聞濟、

右太四郎從弟

一題糸巻丸

江原八郎右衛門

寛政五 丑年五月仲ク間江預リ有之候糸株、此節名跡相統被仰付度旨願出、御聞濟、同六月六日繼目御礼勤、

(十九丁裏)

寛政五 丑年六月八日年寄役見習被仰付候、

同月九日役付御礼相勤、

寛政七 卯年六月廿七日先忠七代リ年寄本役被仰付候、

同七月七日役付御礼相勤忠七と改名、

享和四子年二月廿二日病氣ニ付退役願、名跡之義粹

忠次郎江相讓度願、御聞濟、

右忠七養子

一題糸巻丸

江原忠次郎

享和四子年二月廿五日名跡相統被 仰付候、

(二十一表)

同年三月十五日繼目御礼相勤、

文化元子年十一月組頭役申渡ス、

同年九月十九日唐物 御取締被為 仰出候ニ付、同

十二月十三日唐物掛リ役被 仰付候、

同二 丑年七月廿五日質方掛リ役兼帶申渡、

同五 辰年十二月朔日請払役申渡ス、

同九 申年六月病氣ニ付糸株兄光次郎江相讓リ度願、

御聞濟、

(二十一裏)

右忠次郎兄養子

一題糸巻丸

江原光次郎

当申廿九歳

文化九 申年六月名跡相統被仰付、繼目御礼勤、

御在役 東 小長谷和泉守様

西 三橋飛驒守様

文化十 酉年八月廿九日組頭役申渡ス、

同年九月十三日唐物掛リ役被 仰付候、

同十 酉年十一月十三日巨智部次郎左衛門代リ中老役

(二十一表)

被 仰付候、同十五日役付御礼相勤、

御在役 西 三橋飛驒守様

東 佐野肥後守様

文化十四年閏十一月十六日宇野久四郎代り年寄役被

仰付、忠七と改名、御聞濟、

同十二月朔日役付御札相勤、

同十二年七月質方掛り役被 仰付候、

文政三辰年四月長崎表勤番罷下ル、

(二十一丁裏)

文政五年三月為勤番巨智部次郎左衛門長崎表へ罷

下り候ニ付、交代帰京可致処、支配商人上納掛リ之

義有之、無抛居延罷在候処、

同九辰年右納方取計訖合有之、

同年七月帰京致候事、

同年十月長崎表へ帰京後病身に而年寄役難相勤、依

之、暫中老役江下り相勤度願出候処、同月九日願之

通被 仰付候事、

御在役

西 須田大隅守様

東 神尾備中守様 御月番

(二十二丁表)

文政十亥年十二月十六日年寄帰役被仰付候、

同月廿三日役付御札相勤、糸高五丸受用ス、

御在役 西 松平伊勢守様 御月番

東 神尾備中守様 掛り年寄大音吉兵衛

文政十一子年正月長崎表勤番罷下ル、

天保式卯年十二月交代帰京、

(二十二丁裏白紙)

(二十三丁表白紙)

(二十三丁裏白紙)

(二十四丁表白紙)

(二十四丁裏)

『清水』

当

清水家

『菱屋』『分ケ株ニ成ル』

元株 万屋 得能

一題糸三拾七斤

室町通鯉山町

貞享式丑年五月御再興之節被 召加候、

元録四未年二月病氣ニ付悴清兵衛事市兵衛改名相統

万屋市兵衛

日蓮宗

内野立本寺中

大輪院旦那

大輪院旦那

大輪院旦那

願、御聞濟、

(二十五丁表)

右市兵衛傳清兵衛事

一題糸三拾七斤

万屋市兵衛

元録四未年二月名跡相統被 仰付候、

享保三 戌年三月菱屋藤右衛門代り糸目利役被仰付、

同年長崎表江罷下り、山村次郎左衛門代り請拵役迄

ク年相勤、直ニ長崎在糸目利役勤之、

享保十三 申年四月小野寺市助与変名願、御聞濟、

享保式十 卯年十二月病氣ニ付請拵退役願、聞置、

(二十六丁表)

元文五 申年七月加増糸拾三斤被 仰付候、

同 壬七月朔日加糸御礼勤、会所帳面預り、元方申

渡、

寛保式 戌年十一月右小野寺市助病氣ニ付難相勤、依

之、糸株從弟得能作兵衛江相讓度願、御聞濟、

一題糸老丸

右小野寺市助從弟

得能作兵衛

当戌廿八才

寛保式 戌年十一月從弟小野寺市介の讓り受、同年十

二月朔日御礼勤、

(二十六丁表)

安永式 巳年四月作兵衛義新三郎与変名、猶又病氣ニ

付、持糸高五拾斤之内、嫡男幸太良事作兵衛江三拾

斤、次男彦三郎江式拾斤引分ケ相讓り度願、御聞

濟、

右新三郎嫡幸太郎事

一題糸三拾斤

得能作兵衛

安永式 巳年四月名跡相統被仰付候、

同年五月五日繼目御礼勤、

組頭役申渡ス、年月不相知、

(二十七丁表)

請拵役相勤 前同断、

享和元 酉年十一月質方掛り役被仰付候、

同式 戌年四月元方役相勤、

文化元 子年十二月右作兵衛 義年来役義出情ニ付、糸

株拾五斤加増申渡置、其節就病氣仲ク間限り致置、

追而御願申上呉候様申聞候故、右増糸相違無之段書

付相渡、右替りとして銀五枚之目録相渡候事、

文化十式_亥年七月病氣ニ付實方掛り役退度願、御聞濟、

(二十七丁表)

文化十三子_年五月病氣ニ而頭冷候ニ付惣髪ニ而相勤

度願、御聞濟、

同年五月十六日又作与変名願、御聞濟、

文政式_卯年正月病氣ニ付元_ノ退役、糸株者悻興蔵江

相譲リ度願、御聞濟、

右又作悻

一題系三拾斤

得能 興蔵

当卯三十一才

文政式_卯年正月名跡相統被 仰付候、

繼目御礼加増糸之儀_茂、追而可相願旨申聞候事、

(二十八丁表)

文政六_未年十一月病氣ニ付難相勤、依之、從弟清水

藤吉江糸株相譲リ度願、御聞濟、右興蔵父又作勤中

加増糸拾五斤書付相渡有之、依而右書附仲ケ間江引

上、右代リ金拾五両相渡、然ル処、加増糸御礼_茂不

相勤、尚又興蔵_義繼目御礼も不相勤候ニ付、銀拾三

枚過料銀為差出候事、

(二十八丁裏)

右興蔵從弟

一題系三拾斤

得能 藤吉

当未三拾式才

文政六_未年十一月從弟得能興蔵_ノ譲リ受相統被 仰

付候、

東 牧 備後守祿

御在役

西 曾我豊後守祿 御参府中

文政六_未年十一月十六日苗字清水与相改度願、御聞

濟、同年十二月朔日繼目御礼勤ル、

(二十九丁表)

文政九_戌年三月組頭役申渡ス、

同十式_丑年三月仲ケ間預リ株之内五斤譲リ請、持糸

高都合三拾五斤ニ成ル、

但シ得能興蔵譲リ株之内拾五斤仲ケ間預リ之内

也、

天保式_年卯十一月請払役申渡、

同年十一月中老役被 仰附、糸式丸受用、

西 松平伊勢守様
御在役

東 深谷遠江守様

(二十九丁裏)

天保三辰年六月質方掛り被 仰付候、

同五年四月年寄役被 仰付、糸五丸受用、

御在役 右同断、

天保六未年八月長崎為勤番罷越、宇野休八郎交代在

番入、

(三十丁表白紙)

(三十丁裏白紙)

(三十一丁表白紙)

(三十一丁裏)

『森川』

(三十二丁裏)

『塚屋』森川家

浄土宗

知恩院末

寺町四条下ル大雲院中

宿坊 南陽軒

元株 後藤

上京本満寺町

一題糸巻丸

後藤利右衛門

貞享二丑年六月新加被仰付候、

(三十二丁裏)

一題糸巻丸

後藤伊左衛門

名跡相統被仰付候、年限不相知、

宝永七寅年二月伊左衛門病氣ニ付、悴友之助江糸株

相統願、御聞濟、

右伊左衛門悴

一題糸巻丸

後藤友之助

宝永七寅年二月名跡相統被仰付候、

享保七寅年正月治右衛門と改名願、御聞濟、

(三十三丁裏)

同十巳年十月治右衛門病氣ニ付、伯父市右衛門江糸

株相統願、御聞濟、

右治右衛門伯父

一題糸巻丸

後藤市右衛門

享保十巳年十月名跡相統被 仰付候、

同年十二月朔日継目御礼濟、

同十三申年二月病氣ニ付、弟善兵衛江糸株相統願、

御聞濟、

(三十三丁裏)

右市右衛門弟

一題糸老丸

後藤善兵衛

享保十三 申年二月名跡相統被 仰付候、

同年五月十五日継目御礼勤、

同十四 酉年九月病氣ニ付、從弟長次郎江相統願、御

聞濟、

右善兵衛從弟

一題糸老丸

後藤長次郎

享保十四 酉年九月名跡相統被仰付候、

同年十月朔日継目御礼勤、

(三十四丁表)

延享元子年長次郎病氣ニ付、悴鉄八江相統願、御聞

濟、

右長次郎悴

一題糸老丸

後藤 鉄八

延享元子年八月名跡相統被仰付候、

同月廿一日継目御礼勤、

同五 辰年五月鉄八病氣ニ付難相勤、依之、從弟森川

吉右衛門江糸株相譲リ度願、御聞濟、

(三十四丁裏)

右鉄八從弟

一題糸四拾五斤

森川吉右衛門

当辰三十五才

延享五 辰年五月從弟鉄八ニ譲リ請、他家相統ニ付、

糸高五斤減方被仰付候事、

同月十五日御礼勤、

宝曆十一 巳年七月病氣ニ付、悴吉次郎江相統願、御

聞濟、

(三十五丁表)

右吉右衛門悴

一題糸四拾五斤

森川吉次郎

当巳拾九才

宝曆十一 巳年七月名跡相統被仰付候、

同年十月吉右衛門と変名、同廿二日継目御礼勤、

寛政六 卯年組頭役申渡ス、

同十一 未年六月請払役相勤、

同十式 甲年六月東御奉行森川越前守様

(三十五丁表)

御上京ニ付遠慮いたし、苗字祝ト改度願、御聞濟、

文化元子年十二月右吉右衛門義、年来役義出精ニ付、

糸株拾五斤加増可致旨申渡置候処、其節就病氣先伸

ク間限ニ致置、追而御願奉申上呉候様申聞候故、右

増糸相違無之段書附相渡、尚又右替として当節銀五

枚目錄遣之置候事、

文化四卯年正月持糸高之内拾五斤引分ク次男金三郎

江相譲り度願、御聞濟、

文化四卯年四月右吉右衛門病氣ニ付、悴源之丞江相

続願、御聞濟、

(三十六丁表)

一題糸四拾五斤

右吉右衛門悴

祝 源之丞

当卯三十式才

文化四卯年四月名跡相続被仰付、尚又先達而加増糸

之儀、此度願立候処、御聞濟、仍而持糸四拾五斤ニ

成ル、同年八月十五日吉右衛門与改名、繼目御礼勤、

文化五辰年十二月苗字森川与改度願、御聞濟、

文化七年十二月舍弟森川金三郎病氣ニ付難相勤、

悴も無之ニ付、糸株吉右衛門江譲リ請度願、御聞濟、

依之、持糸高六拾斤ニ成ル、

(三十六丁裏)

文化九申年十月組頭役申渡ス、

同十四年八月請弘役相勤、

文政六未年九月病氣ニ付、悴得次郎江相続願、御聞

濟、実者九月廿日死去

右吉右衛門養子

一題糸六拾斤

森川得次郎

当未 十八才

文政六未年九月名跡相続被 仰付候、

東 牧 備後守様

西 曾我豊後守様

(三十七丁表)

文政六未年十一月吉右衛門と改名願、御聞濟、

同年十二月朔日繼目御礼勤、

同年十二月四日組頭役申渡ス、

同十亥年二月請弘役申渡ス、

天保五午年十月中老役被 仰付、糸式丸受用、

同六未年十一月年寄役被 仰付、糸五丸受用、

同七申御年頭為拜礼未十二月參府、

(三十七丁裏白紙)

(三十八丁裏白紙)

(三十九丁裏白紙)

(三十九丁裏)

『渤海』

(四十二丁表)

古

渤海家

浄土宗

『八文字屋』

智恩院末

元株 鱗形屋

千本五辻上ル町

『具足屋』

宿坊 瑞雲院

高倉通仏光寺下ル町

一題糸三拾式斤

鱗形屋祐泉

貞享二丑年五月御再興之節、古割符之由緒を以被

召加候、

(四十丁裏)

一題糸三拾式斤

鱗形屋善兵衛

名跡相統被仰付、五郎兵衛と改名願、御聞濟、

享保六丑年十二月病身ニ付、名跡孫八江被 仰付

候、

右五郎兵衛養子

一題糸三拾式斤

鱗形屋孫八

享保六丑年十二月名跡相統被 仰付候、

同八卯年十月三日屋号具足屋と相改度願、御聞濟、

(四十二丁表)

享保十巳年十二月六日長崎屋庄兵衛代り

中老役被 仰付、糸式丸受用、

本多筑後守様

御在役

小浜志摩守様

享保十五戌年十二月孫八義与右衛門ト変名願、御聞

濟、

寛保元酉年九月十六日与右衛門義竹田鑄錢願ニ付不

持有之、中老役被 召放、糸株之義も被 仰付無之、

糸株可被 召放之處、格別之義を以

(四十二巻)

延享二 丑年五月從弟八文字屋茂兵衛江糸株相統被
仰付候事、

一題糸式拾四斤

八文字屋茂兵衛

當五十四巻

延享二 丑年五月相統被仰付、繼目御礼相勤、

寛延二 巳年八月笠原喜右衛門株糸之内六斤譲り請、

都合糸高三拾斤ニ相成候事、

宝曆二 申年十月廿一日糸目利役組頭役兼帶申渡、

(四十二巻)

宝曆四 戌年十一月茂兵衛病氣ニ付、悖市右衛門江糸
株相譲り度、御聞濟、

右茂兵衛悖市右衛門事

一題糸三拾斤

八文字屋茂兵衛

宝曆四 戌年十一月名跡相統被 仰付候、

天明四 辰年五月病氣ニ付 孫市右衛門江相統被 仰付

度願、御聞濟、

(四十二巻)

一題糸三拾斤

八文字屋茂兵衛

當辰拾七巻

右茂兵衛孫市右衛門事

天明四 辰年五月名跡相統被 仰付候、

寛政四 子年三月組頭役申渡ス、

同五 丑年九月茂兵衛急病ニ付、糸株之義者弟安五郎

江相譲り度願、御聞濟、

(四十三巻)

一題糸三拾斤

八文字屋安五郎

當丑拾貳巻

右茂兵衛弟

寛政五 丑年九月名跡相統被 仰付候、

享保二 戌年四月安五郎事茂左衛門与改名願、御聞

濟、繼目御礼相勤、

西 曲淵和泉守様

御在役

東 森川越前守様

享和二 戌年八月組頭役申渡ス、

(四十三巻)

同年十二月家号相改、渤海与申苗字相名乘度願出候

処、御聞濟、

享和三亥年三月請弘役申渡ス、

文化二丑年九月廿二日中老役被 仰付、糸式丸受用

ス、同十月朔日役付御礼相勤ル、

同三寅年三月朔日唐物掛リ被 仰付候、

同年八月唐物方精勤ニ付為 御褒美、

(四十四丁表)

金子式両被下置候事、

御在役 前同シ 但唐物方 御年番於西御役所拝領

ス

掛リ与力

深谷平左衛門殿

下

上田八蔵殿

棚橋 友之進殿

尤東 御役所御帳前始唐物掛リ与力同心衆へ廻勤ス、

文化四卯年三月七日宇野久四郎代り年寄役被仰付、

同月十五日役付御礼勤、糸高五丸受用ス、

御在役 東 森川越前守様

西 牧野大和守様

(四十四丁裏)

右同年八月唐物方出精ニ付、東於 御役所御褒美金

子三両被下置候事、

但し東様唐物御年番也、

掛リ与力

上田弥右衛門殿

下中川左衛門殿

加納万五郎殿

同年十二月朔日来辰御年頭為拝礼参府被仰付候ニ

付、御暇御礼相勤ル、

同五辰年於江府拝礼相濟如例、

御暇之節拝領御銀頂戴仕、首尾能帰京、

(四十五丁裏)

寺社御奉行

阿部主計頭様

御掛リ百々順助殿
御用人海塩庄兵衛殿

大目附

井上美濃守様

長崎御奉行

曲淵和泉守様

前年迄京都御在役之詔を以
御暇能上り候節 御酒被下置候事、
并御上下拝領ス

同年二月朔日帰着御礼相勤、

所司代 阿部播磨守様

御式台迄罷上り、真綿三把奉進上候事、

(四十五丁裏)

文化六巳年七月右茂左衛門病身ニ付、役義御免願御

聞濟、持糸高五拾斤ニ成ル、

同十四丑年十月仲ケ間惑乱之儀ニ付、惣中評談之

上、名前入札を以、一統ル相頼元ル役相勤ル、

右渤海茂左衛門儀、文化四卯年年寄役相勤、同十二

亥年仲ケ間大借困窮之砌、厚心配を以仕法相立、文

化十四丑年以來元ル役相勤、文化丑年・文政申年在

京年寄欠役之節、代勤等引受、殊更文政十式丑年三

月取締方法取究等格別勤功ニ付、

(四十六丁表)

為褒賞向後家督相統之節、勤年限ニ不拘、請私役可

申立、自然家督人幼年難相勤候ハ、同役助勤可致

旨、役方中評談相決候ニ付、此旨文政十式丑年三月

褒賞書役方連印ニ而相渡置有之事、

但右褒賞書留系株高褒賞書割印留ニ有之候事、

天保元寅年五月、依勤功、悴茂助新加系株六斤願之

通、御聞濟、同年十月朔日新加御札勤ル、

同二卯年十一月右茂助江組頭役申渡ス、

(四十六丁裏)

天保三辰年九月右茂助病氣ニ付退役、新加系株返上

願、御聞濟、実者病死也、

天保七甲年二月、依勤功、養悴善助新加系株六斤、

年寄中ル願之通、御聞濟、同月十五日新加御札相勤

ル、

東 深谷遠江守様

西 佐橋長門守様 御月番 掛り役

棚橋長三郎殿

天保七申年三月右善助江組頭役申渡ス、

(四十七丁表白紙)

(四十七丁裏白紙)

(四十八丁表白紙)

(四十八丁裏)

『大音』

(四十九丁表)

『丸屋』当 大音家

浄土宗

知恩院末

浄福寺中

宿坊 長徳院

元株 西田 奥村

一題糸三拾式斤

西田甚右衛門

貞享三寅年三月新加被 仰付候、

(四十九丁裏)

右甚右衛門倅

一題糸三拾式斤

西田九郎左衛門

名跡相統被仰付候、年限不知、

享保八卯年十二月剃髮久尚、相改度願、御聞濟、

同十六亥年八月重病ニ付、糸株甥奥村善兵衛江相讓

度願、御聞濟、

右久尚甥

一題糸三拾式斤

奥村善兵衛

享保十六亥年八月相統被仰付、繼目御礼勤ル、

(五十丁表)

同年九月問屋支配被 仰付候、

享保式十一辰年二月加増糸拾八斤被 仰付候、

都合糸高五拾斤ニ成ル、

御在役

本多筑後守様

向井伊賀守様

延享五辰年三月剃髮意休与相改度願、御聞濟、

同年四月病氣ニ付、從弟大音八左衛門江糸株相讓リ

度願、御聞濟、

(五十二丁裏)

右意休從弟

一題糸四拾五斤

大音八左衛門

延享五辰年四月相統被 仰付候得共、他家讓リニ付、

題糸五斤相減し候事、繼目御礼勤、

御在役

三井下総守様

永井丹波守様

明和三戌年九月病氣ニ付、倅次郎左衛門江相統願、

御聞濟、

(五十二丁表)

右八左衛門夷子

一題糸四拾五斤

大音次郎左衛門

明和三戌年九月名跡相統被 仰付、繼目御礼勤、

安永式巳年五月病氣之処、倅も無之候ニ付、糸株暫

仲々間江預ケ度旨、親類中一同連印願書差出候ニ付、

御奉行所江申上候処、願之通、御聞濟、

(五十二丁裏)

右次郎左衛門從弟

一題糸三拾斤

大音吉兵衛

文化元子年九月右吉兵衛并親類中連印を以、三拾式

ケ年以前從弟大音次郎左衛門重病ニ付、糸株相続難

仕、且悴も無之ニ付、追而名跡相極候迄糸株仲ケ間

江御預ケ申上候後、次郎左衛門病死仕候、然ル処、

此度從弟吉兵衛名跡相続被 仰付度願、御聞濟被

仰渡候得共、久々中絶有之ニ付、糸高拾五斤相減候

事、

同年十月朔日繼目御礼勤、

(五十二丁裏)

曲淵和泉守様

御在役

森川越前守様

文化五辰年十二月組頭役申渡、

同九申年十月請払役申渡、

同十三子年閏八月十五日病氣ニ付、悴寅次郎江相続

被 仰付度願、御聞濟、後死去、

(五十二丁裏)

右寅次郎事

一題糸三拾斤

大音吉兵衛

当子廿四才

文化十三子年三月八月名跡相続被 仰付候、

同十四丑年十月十五日繼目御礼勤、

東 佐野肥後守様

御在役

西 松浦伊勢守様

文化十四丑年十月十七日組頭役申渡ス、

文政三辰年二月請払役申渡ス、

(五十三丁裏)

同年三月中老役被 仰付、糸高式丸受用、

西 松浦伊勢守様

御在役

東 牧 備後守様 未御上京無之、

文政四巳年五月廿二日病氣ニ而役義御免願、

同廿四日御聞濟、

文政四巳年六月請払役再勤、

同七年六月十九日年寄役被 仰付、糸高五丸受用、

同七月朔日役付御礼勤、

東 牧 備後守様

御在役

西 須田大隅守様

(五十三丁裏)

右先代吉兵衛請拵、在役中仲ヶ間大借困窮之砌、厚心配有之、文化十式_亥年借財仕法立、就勤功、永々糸株五拾斤相定候、尚又当吉兵衛、義去ル未年年寄欠役之節代勤引受、其上昇役、文政十式_丑年定法取究、万端格別出情_情ニ付、為褒賞向後家督相統之節、

勤年限ニ不拘、請拵役可申立、自然家督人幼年役義難

相勤候節者、同役_夕助役可致旨一統評談相決候ニ付、

丑年三月右褒賞書役方連印ニ而相渡有之候事、
(五十四丁表)

但右褒賞書留ハ、糸株高褒賞割印留ニ有之候事、

天保三_辰年四月十九日病死ニ付役儀難相勤、御免願

差出候処、翌廿日 御聞濟被 仰渡候、

天保三_辰年九月元_ノ役相勤、

(五十四丁裏白紙)

(五十五丁表白紙)

(五十五丁裏白紙)

(五十六丁表白紙)

(五十六丁裏)

『奥』

(五十七丁裏)

『当』

『八文字屋』

奥家

本願寺門徒

西末

笹屋淨福寺東江入

元木村分株

長円寺旦那

西陣中筋知恵光院角

一題糸式拾斤

奥 六兵衛

当亥三十七才

享和三_亥年壬正月甥木村五兵衛持糸高之内、分株相

続被 仰付候事、

西 曲淵和泉守様

御在役

東 森川越前守様

(五十七丁裏)

文化式_丑年八月組頭役申渡、

同五_辰年十二月請拵役相勤ル、

同九_申年十月病氣ニ付、役義難相勤退役願出聞置、

文化十三^(字)年^(子)八月陸祐と変名願、御聞濟、

同十四^(丑)年十月請私役再勤、

文政十^(丑)年三月仲ヶ間預リ株之内七斤譲り受、依之、持糸高都合式拾七斤ニ成ル、

但し得能興藏譲リ株之内拾五斤仲ヶ間預リ之内也、

(五十八丁表)

天保式^(卯)年二月元^(ノ)役請私役兼勤申渡、

同四^(巳)年剃髮慶勝与変名願、御聞濟、

文政十^(丑)年十一月依勤功、新加糸株六斤悴六兵衛

江願之通、御聞濟、同年十二月朔日新加御礼勤、

天保三^(辰)年十月右六兵衛江組頭役申渡ス、

同六^(未)年正月右六兵衛陸祐之変名願、御聞濟、

(五十八丁裏白紙)

(五十九丁裏白紙)

(五十九丁裏白紙)

(六十丁裏白紙)

(六十丁裏)

『巨智部』

当 巨智部家 浄土宗

『乍新加』

金戒光明寺末

三条川端

檀王法林寺

元 山村

衣棚突抜長浜町

一題糸式拾四斤

山村次郎左衛門

元録四^(未)年六月四日親類書出シ新加被 仰付候、

同五^(申)年五月十四日増糸式斤被下置候、

右次郎左衛門事後剃髮宗源ト改名、

(六十二丁裏)

元録十^(丑)年二月廿七日増糸被下置、都合三拾斤ニ成、

同十五^(午)年十二月廿二日病死、

右宗源悴

一題糸三拾斤

山村次郎左衛門

元録十三^(辰)年十一月親宗源為名跡此高被下相統被仰

付候、

正徳四^(午)年六月請私役申渡ス、

享保五^(子)年五月今井太兵衛代り中老役被仰付、糸式

丸受用、

(六十二丁裏)

諏訪肥後守様
御在役
山口安房守様

寛保元酉年四月有来新兵衛代り年寄役被仰付、糸五丸受用ス、

馬場讃岐守様
御在役
三井下総守様

延享三寅年三月病氣ニ付退役、

右次郎左衛門シツ養子美ツ

一題糸壹丸

山村次郎左衛門

(六十二丁裏)

延享三寅年九月名跡相統被 仰付候、

三井下総守様
御在役
永井丹波守様

寛延三年三月組頭役申渡ス、

宝曆五年四月請払役申渡ス、

同十式午年五月中老役被 仰付、糸式丸受用、

明和元申年八月剃髮宗瑞ト変名願、御聞濟、

一題糸壹丸

右宗瑞養子

山村吉次郎

(六十三丁表)

当用三拾四歳

明和元申年八月名跡相統被仰付、次郎左衛門ト改名、

御在役
小林阿波守様
松前筑前守様

安永二巳年九月苗字巨智部与相改度願、御聞濟、

同五申年十月持糸高五拾斤之内式拾斤引分ケ、甥巨

智部勘九郎江相譲リ度願、御聞濟、

同九子年十一月請払役ニ而長崎在勤中、在番年寄字

野久四郎病死ニ付、右久四郎代り年寄役被 仰付、

糸五丸受用ス、右者京御奉行様ヨ御書を以、御掛合被 仰付候事、

(六十三丁裏)

寛政式戌年七月長崎在番中病死年寄役退身、糸株仲

ケ間江預ケ度趣、親類連印一札差出シ、追而相統人

有之次第、元糸高被下候様相願候処、御聞濟、

右巨智部次郎左衛門同性精七事

一題糸三拾斤

巨智部次郎左衛門

享和元酉年十一月先次郎左衛門の糸株仲ヶ間江預り置候得共、此度名跡相続之義、親類中連印を以願出候ニ付、元糸高被下置候、御聞濟之上、繼目御礼相勤ル、

(六十四丁表)

曲淵和泉守様

御在役

森川越前守様

享和貳戌年四月質方掛り役申渡ス、

同年八月組頭役申渡ス、

文化元子年四月請払役申渡ス、長崎へ在勤ス、

同四卯年六月世繼八郎兵衛代り中老役被仰付、糸貳丸受用、

丸受用、

森川越前守様

御在役

牧野大和守様

(六十四丁裏)

同五辰年二月年寄役被仰付、糸五丸受用、

御在役 前同

同九申年八月於長崎表次郎右衛門ト改名、御聞濟、

於京都、御届ケ濟、

同十一戌年三月於長崎去ル辰年ノ仕来リトハ乍申、

無役料ニ而相勤被居候ニ付、悴吉次郎江新加糸六斤

願立之上被 仰付、尚又次郎右衛門江銀百枚差遣ス

事、

同十三子年八月次郎左衛門ト改名、御聞濟、

(六十五丁裏)

文政五年三月長崎表へ勤番罷下ル、

同六未年十月十七日長崎在番中、実ハ病死ス、

同年十一月年寄退役願、御聞濟、

同十亥年閏六月病氣ニ付、甥吉三郎江糸株相譲り度

願、御聞濟、

右次郎左衛門甥

一題糸五拾斤

巨智部吉三郎

文政十亥年閏六月名跡相続被 仰付候、繼目御礼相

勤ル、

(六十五丁裏)

東 神尾備中守様

西 須田大隅守様 御參府中

文政十三年十月質方掛り役申渡ス、

天保元寅年九月十七日組頭役并質方兼勤申渡ス、

同二卯年三月十五日請払役申渡、長崎表へ勤番罷下

ル、

(六十六丁裏白紙)

(六十六丁裏白紙)

(六十七丁裏白紙)

(六十七丁裏)

『鎌田』

(六十八丁裏)

当

鎌田家

浄土宗

知恩院末

伏見海道五条下ル

宿坊浄雲寺中松林寺

元株 平野屋

西陣今出川通元北小路町

一題糸式拾七斤

平野屋庄右衛門

貞享二五年五月御再興之節被 召加候、

(六十八丁裏)

右庄右衛門弟

一題糸式拾七斤

平野屋次郎右衛門

名跡相続被仰付候、年限不分、

元録八亥年五月病氣ニ付、糸株甥庄右衛門江相譲リ

度願出、御聞濟、病死ス、

右次郎右衛門甥

一題糸式拾七斤

平野屋庄右衛門

元録八亥年五月名跡相続被

仰付候、

右庄右衛門弟

一題糸式拾七斤

平野屋権兵衛

元録十四巳年七月名跡相続被

仰付候、

(六十九丁裏)

右権兵衛弟

一題糸式拾七斤

平野屋庄三郎

宝永五子年十一月名跡相続被

仰付候、

同七寅年九月病氣ニ付、従弟宗助江糸株相譲リ度願、

御聞濟、

右庄三郎従弟

一題糸式拾七斤

平野屋宗助

宝永七^寅年九月名跡相統被 仰付候、

享保三^戌年九月病氣ニ付、糸株甥次助江相譲リ度願

出、御聞濟、

(六十九丁表)

右宗助甥

一題糸式拾七斤

平野屋次助

享保三^戌年九月名跡相統被 仰付候、

延享三^寅年三月病氣ニ付、従弟鎌田源太郎江糸株相

譲リ度、御聞濟、

一題糸式拾五斤

鎌田源太郎

延享三^寅年三月糸株相統被仰付候得共、他家相統ニ

付、題糸式斤相減シ候事、

延享五^辰年七月組頭役申渡ス、

(七十二丁表)

寛延式^巳年五月分糸株五斤譲リ受、持糸株高三拾斤

ニ成ル、

宝曆三^酉年九月中老役被仰付、糸高式丸受用、同節

源左衛門ト変名願、御聞濟、

明和式^酉年五月剃髮浄貞ト相改度願、御聞濟、

右浄貞俸

鎌田源太郎
当戊五拾九歳

一題糸三拾斤

安永七^戌年三月名跡相統被 仰付候、

(七十二丁表)

右源太郎俸源六事

一題糸三拾斤

鎌田源太郎

天明四^辰年七月名跡相統被 仰付候、

寛政四^子年十月年寄役手伝被 仰付候、

同七^卯年六月年寄本役被 仰付候、

同九^巳年六月病氣ニ付年寄退役、名跡之義者、養子

佐太郎江相談願、御聞濟、

(七十二丁表)

右源太郎養子

一題糸四拾斤

鎌田佐太郎
当巳拾老歳

寛政九^巳年六月名跡相統被 仰付候、

享和式^戌年四月源太郎与改名、継目御礼勤ル、

文化十^酉年十一月組頭役申渡ス、

同十^式年六月請払役申渡ス、

同十四^丑年十一月年寄巨智部次郎左衛門同伴長崎表

江為取締下向、直様帰京、

(七十二丁裏)

文政五年六月大音吉兵衛代り中老役被仰付、糸式丸受用、同七月朔日役付御礼勤、

御在役 東 收 備後守様

西 曾我豊後守様

文政五年十一月磯村庄兵衛代り年寄役被仰付、糸

五丸受用、同十二月朔日役付御礼、

江戸御年頭参府、御暇御礼一同相勤、

御在役 前同断

(七十二丁表)

文政六年十一月長崎勤番罷下ル、

同七年閏八月交代帰京、

同八年七月病氣ニ付退役願、御聞濟、

同年九月元々役相勤、

文政十三年三月病氣ニ付退役、名跡実悱八十太郎江

相続願、御聞濟、

加増糸拾斤被仰付、都合五拾斤ニ成ル、

同年三月廿二日病死、

(七十二丁裏)

一題糸五拾斤

右源太郎実悱八十太良事

鎌田源太郎

当亥拾五歳

文政十三年三月名跡相続被 仰付候、

同十式五年二月組頭役申渡ス、

天保二卯年十二月糸目利加役申渡ス、

同四巳年七月請払役申渡ス、

(七十三丁表白紙)

(七十三丁裏白紙)

(七十四丁白紙)

(七十四丁裏)

『世継』

(七十五丁表)

『岐阜屋』 世継家

浄土宗

知恩院末

寺町四条下ル

宿坊 大雲院

三条通高倉西江入ル町

世継八郎兵衛

一題糸式拾五斤

享和二戌年八月親類書差出し、

新加入被 仰付候、

(七十五丁裏)

西 曲淵和泉守様

東 森川越前守様

文化二 丑年八月組頭役申渡ス、

同年十二月中老役被 仰付、糸式丸受用、

文化四 卯年三月病氣ニ而難相勤、役義御免願、御聞

濟、

同十式 亥年七月退六ト変名願、御聞濟、

同十四 丑年十月より元々役相勤、

(七十六丁裏)

文政五 午年十月五日八郎兵衛与改名願、御聞濟、

文政十式 丑年、依勤功、悴猶三郎新加、糸株六斤願

之通、御聞濟、同年十二月朔日、新加御礼勤、

天保式 卯年四月右猶三郎江組頭役申渡ス、

天保三 辰年病氣ニ付、悴猶三郎新加糸株返上相統願、

御聞濟、

一題糸式拾五斤

右八郎兵衛養子悴

世継猶三郎

当辰三十老才

(七十六丁裏)

天保三 辰年九月新加糸株返上、名跡相統被 仰付候、

但新加之節御礼相勤候ニ付、継目御礼不相勤候事、

天保三 辰年九月八郎兵衛与変名願、御聞濟、

同四 巳年七月糸目利加役申渡、組頭役共兼帯、

(七十七丁表白紙)

(七十七丁裏白紙)

(七十八丁表白紙)

(七十八丁裏)

『福井』

(七十九丁裏)

当 福井家

浄土宗

智恩院末

『松屋』 『分ケ株ニ成ル』

西陣栄町

宿坊 長栄寺

元株 吉野屋 泉屋 木村

新町通大炊町

一題糸老丸

吉野屋祐雲

貞享二 丑年五月御再興之節被召加候、

(七十九丁巻)

貞享三 寅年五月病氣ニ付、忰伝兵衛江相統願、御聞
濟被 仰渡候得共、被 召加、無間病氣にて忰江相
譲リ候ニ付、糸高拾斤減少被仰付候事、

右祐雲忰

一題糸四拾斤

吉野屋伝兵衛

貞享三 寅年五月名跡相統被 仰付候、

享保元 申年九月病氣ニ付、忰伝次郎事伝兵衛江相統

願、御聞濟、

(八十丁巻)

右伝兵衛忰伝次郎事

一題糸四拾斤

吉野屋伝兵衛

享保元 申年九月名跡相統被 仰付候、

享保十四 酉年七月家号名前共泉屋弥右衛門与相改度

願、御聞濟、

同年八月七日繼目御礼勤、

元文四 未年二月病氣ニ付、弟平六江相統願、御聞濟、

(八十丁巻)

右弥右衛門弟

一題糸四拾斤

泉屋 平六

元文四 未年二月名跡相統被仰付候、

同年三月七日繼目御礼勤、

延享四 卯年五月病氣ニ付難相勤、依之、糸株従弟木

村五兵衛江相讓度願、御聞濟、

右泉屋平六従弟

一題糸三拾七斤

木村五兵衛

延享四 卯年五月従弟泉屋平六を譲り受、相統被仰付

候得共、他家譲リ之儀ニ付、糸高三斤相減候事、

同年六月朔日御礼勤、

寛延弐 巳年八月笠原喜右衛門持糸之内、三斤譲り受、

寛延三 午年十二月加増糸三斤被仰付、会所元方役相

勤、

宝曆三 酉年九月請払役相勤、

明和元 申年五月十八日右五兵衛大病之処、忰も無之

ニ付、糸株暫仲ケ間江預ケ度願、御聞濟、

(八十二丁巻)

右五兵衛養子

一題糸四拾三斤

木村五兵衛

明和八卯年九月八ヶ年以前、養父五兵衛ハ仲ヶ間江預ヶ置候糸株、此度相統致度旨願出候ニ付、相伺候事、願之通名跡相統被仰付候事、

右五兵衛義半助と変名願、御聞濟、

天明八卯年五月病死ニ付、悴五兵衛江相統願、御聞濟、

濟、

(八十二丁表)

一題糸四拾三斤

右半助悴

木村五兵衛

天明八卯年五月名跡相統被仰付候、

享和三亥年ニ正月持糸高之内、式拾斤引分ヶ、伯父

奥六兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

残而持糸高式拾三斤ニ成、

同年五月五兵衛病氣ニ付難相勤、依之、糸株従弟福

井栄次郎江相譲リ度願、御聞濟、

(八十二丁裏)

右五兵衛従弟

一題糸式拾斤

福井栄次郎

当亥三拾才

享和三亥年五月従弟木村五兵衛ハ譲リ請、同年六月

朔日御礼勤、尤他家相統之儀ニ付、糸高三斤相減候事、

御在役 西 曲淵和泉守様
東 森川越前守様

文政貳卯年九月組頭役申渡ス、

(八十三丁表)

文政八卯年三月請払役相勤、

文政十式丑年三月得能興藏譲リ株之内、仲ヶ間預リ

株拾五斤有之ニ付、右之内三斤譲リ請、都合持糸高

式拾三斤ニ成ル、

天保貳卯年、依勤功、悴栄吉新加糸株三斤、願之

通、御聞濟、同年二月新加御礼勤、

同年八月栄吉義栄次郎と変名願、御聞濟、井栄次郎

義栄六ト相改度願、御聞濟、

天保四巳年右栄次郎江組頭役申渡ス、

(八十三丁裏)

天保四巳年九月栄六病氣ニ付、悴栄次郎新加糸株返

上相統願、御聞濟、

一題糸式拾三斤

右榮六夷俸

福井榮次郎

當日廿式才

天保四巳年九月新加糸株返上名跡相統被 仰付候、

但新加之節御札相動候ニ付、繼目御札不相動候事、

(八十四丁表白紙)

(八十四丁裏白紙)

(八十五丁表白紙)

(八十五丁裏)

『礪谷』

(八十六丁裏)

当 礪谷家

浄土宗

智恩寺末

四条裏寺町

元 和久屋 佐々木

宿坊 浄心寺

室町通冷泉町

一題糸三拾七斤

和久屋九郎右衛門

貞享二五年五月御再興之節被 召加候、

(八十六丁裏)

右九郎右衛門俸

一題糸三拾七斤

和久屋四郎兵衛

右四郎兵衛弟

一題糸三拾七斤

和久屋七郎右衛門

宝永式 酉年二月四郎兵衛名跡相統被 仰付候、

享保十九寅年四月十六日加糸三斤被 仰付候、九郎

右衛門 与改名、

延享元子年六月組頭役申渡候、

(八十七丁裏)

同三寅年三月十一日会所元方兼帯、

宝曆式 申年老衰ニ付、役義退役糸株之儀者養子聿五

四郎事、礪谷九郎右衛門江相統願、御聞濟、剃髪了

二ト変名、

右九郎右衛門養子聿五四郎事

一題糸四拾斤

礪谷九郎右衛門

宝曆式 申年養父九郎右衛門名跡相統被 仰付候、

同年十月十五日繼目御札相動、

(八十七丁裏)

宝曆十一巳年九月廿九日苗字佐々木与改、新蔵与変

名奉願候処、御聞濟、

明和四亥年三月中老役被仰付、糸式丸受用ス、剃髪

白牛と改度願、御聞濟、

一題糸四拾斤

右白牛俵

佐々木正藏

当戊廿六歳

安永七戌年五月親白牛病氣ニ付、悴正藏江名跡願、

御聞濟、

(八十八丁裏)

安永九子年三月右正藏御届不申上、遠方江罷越不埒有之、座外被 仰付候、

右正藏父新藏事

一題糸三拾斤

佐々木白牛

安永九子年三月正藏不埒ニ付、糸株之内拾斤相減

シ、親白牛江再勤被 仰付候、

(八十八丁裏)

一題糸三拾斤

右白牛俵

佐々木真藏

当未廿七歳

天明七未年九月名跡相統被 仰附候、

右真藏弟白牛俵

一題糸三拾斤

和久屋九郎右衛門

当申廿三歳

天明八申年十二月名跡相統被 仰付候、佐々木氏を

和久屋ト改度願、御聞濟、

(八十八丁裏)

右九郎右衛門俵九一郎事

一題糸三拾斤

和久屋九郎右衛門

当辰拾三歳

寛政八辰年六月名跡相統被 仰付候、

享和元酉年十二月朔日継目御札相勤、

尤實古手改会所共継目御札濟、

享和二戌年四月右九郎右衛門持株之内、拾斤引分ク、

伯父富田伝兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

依之、持高式拾斤ニ相成候事、

(八十九丁裏)

右九郎右衛門俵

一題糸式拾斤

和久屋九一郎

当未九歳

文化八未年七月名跡相統被 仰付候、

同九申年六月朔日糸割符實古手改会所共継目御札相

勤、

同年十二月病氣ニ付、伯父正五郎江糸株相譲リ度、

願之通、御聞濟、

一題糸式拾斤

右九一郎伯父

和久屋正五郎

当甲廿四歳

(九十一丁表)

文化九申年十二月名跡相統被 仰付候、

同十酉年七月九郎右衛門与改名願、御聞濟、

同年七夕糸株質会所共繼目御札相動、

文政十式五年十一月礪谷与申苗字ニ相改度願出候

処、御聞濟、

御在役 東 小田切土佐守様 御月番

西 松平伊勢守様

掛リ与力神沢象之進殿
同 年寄大音吉兵衛

(九十一丁裏)

天保元寅年九月年来相勤候ニ付、悴勝五郎義新加糸

三斤并質古手改会所見習勤等、願之通被 仰付、同

年十月朔日新加御礼質会所見習勤御礼共一同ニ相勤

ル、

(九十二丁表白紙)

(九十二丁裏白紙)

(九十二丁表白紙)

(九十二丁裏)

『有来』

(九十三丁表)

古 有来家

『御再興天保六未年迄』

百五拾老年ニ成ル』

一題糸式拾七斤

貞享二五年五月御再興之節、古割符之由緒を以被

召加候、

元録四未年六月四日式拾三斤増糸被 仰付、都合糸

(九十三丁裏)

高老丸受用、元録五申年五月十四日鍵屋勘右衛門代

り請扱役被仰付、役糸拾三斤受用、元録七戌年三月

七日菱屋七郎兵衛代り中老役被 仰付、役糸とも都

台式丸受用、

元録九子年三月七日茨木屋宗本代り年寄役被仰付、

糸高五丸受用、後剃髮宗順与変名ス、七ヶ年在役、

元録十五年十一月五日病死、

日蓮宗

寺町本能寺中

宿坊 慈源院

富小路朝倉町

有来新兵衛

一題糸老丸

右宗順養子

有来 新六

新兵衛卜改名

(九十四丁表)

元録十五年十二月廿七日新兵衛名跡相統被仰付候、

正徳三巳年三月朔日三宅九郎右衛門代り中老役被

仰付、糸高式丸受用、

享保式酉年十二月十五日清水宗全代り年寄役被 仰

付、元文六酉年三月朔日病死、名跡倅清助江相譲リ

度願出候処、御聞濟、

(九十四丁裏)

右新六事新兵衛倅

一題糸老丸

有来 清助

元文六酉年二月名跡相統被仰付、新兵衛卜改名、

寛保改元酉年五月六日山村次郎左衛門代り中老役被

仰付、同年七月年寄助役被仰付、中老役之上座、同

年八月年寄役被仰付、糸高五丸受用、

寛延三年三月五日於東 御役所、永井丹波守様御

前ニ而、御直ニ家質改会所年寄加役被 仰付候、

(九十五丁表)

宝曆六子年五月右家質方存寄有之、退役奉願、廿四

日願之通首尾能 御聞濟、

宝曆七子年新兵衛義、就多病、年寄役御免願書差上

候得共、同役共ニ役義差留度添願差出候ニ付、御差

留ニ成、心俣養生仕候様被仰渡候、其後宝曆拾四

年四月廿二日退役願出候処、五月十九日於西 御役

所、此節御頓着難被及候旨被 仰渡候、

(九十五丁裏)

宝曆拾四申年七月剃髮、右新兵衛事、宗清与変名、

明和四亥年依願年寄役御免被 仰付、持糸高拾斤加

増被 仰付候事、

右宗清養子

一題糸六拾斤

有来甚三郎

当末四拾五才

安永四未年六月依願養子甚三郎江糸株名跡相統被

仰付候、西 御月番、

(九十六丁表)

安永六酉年就甚三郎病氣、大切ニ糸株仲ヶ間へ預ヶ置、追而宗清ハ相続人相願可申ニ付、其趣御願申上ヶ置候処、同戌年三月富田伊兵衛被申、宗清甥江糸株相続為仕度、併有来与苗字相改候義者、差支之筋有之ニ付、暫延引致度旨、宗清ハ願書差出、西御役所江奉願候処、御聞濟、然処、富田伊兵衛義有来与相改候義、弥以差支候ニ付、安永九年子五月宗清実子他家養子乍相続、有来与相改、相続為致度、併

(九十六丁裏)

妻子清次郎病身悴無之候、若又清次郎此末実子出生致候ハ、一旦富田伊兵衛江相譲リ候儀故、追而者悴清次郎致養子、糸株相続為致旨ニ付、右清次郎江糸株相続奉願候処、御聞濟、

宗清実子清次郎改名

一題糸十六拾斤

有来新兵衛

当子三十七歳

安永九子年五月名跡相続被 仰付候、

一題糸六拾斤

右新兵衛甥

有来直次郎

(九十七丁表)

寛政六寅年十月六日名跡相続被 仰付候、
文化五辰年十月持糸高六拾斤之内式拾斤、從弟石東善兵衛江分株願、御聞濟、依之、持糸高四拾斤ニ成、然ル処、直次郎病身ニ而難相勤、從弟六右衛門江譲リ、

直次郎從弟

一題糸三拾斤

有来六右衛門

当辰五十一歳

文政三辰年十二月名跡相続被 仰付候、

(九十七丁裏)

右有来家持糸高四拾斤之処、先達而分ヶ株致、尚又年来一向不相勤、其上譲リ等ニも相成候義ニ付、拾斤減少被 仰付、三拾斤ニ相成候事、

一題糸三拾斤

有来新三郎

当丑五才

文政十式五年七月六右衛門病氣ニ付、甥新三郎へ糸

株相統願出候処、即刻御聞濟被 仰渡候事、

(九十八丁表)

右新三郎事、実者宇野休八郎悴ニ而由来家名跡相統
致候事、

松平伊勢守様 御月番

御在役

小田切土佐守様 御在府中

天保四巳年二月病身ニ付、糸株兄寿吉郎江相譲リ度
願、御聞濟、

一題糸三拾斤

右新三郎兄

有来寿吉郎

当已拾五才

天保四巳年二月十六日名跡相統被 仰付候、

(九十八丁裏)

天保四巳年三月新三郎と改名願、御聞濟、

同年三月十五日継目御札相動、

(九十九丁表白紙)

(九十九丁裏白紙)

(百丁表白紙)

(百丁裏)

『村瀬』

(百一丁裏)

『新加』

村瀬家

浄土宗

智恩院末

伏見海道五条下ル

浄雲寺旦那

一題糸拾斤

村瀬喜兵衛

当子式十九才

宝曆六子年十一月新加被 仰付、同月廿八日御札動、

安永九子年七月病氣ニ付、弟喜右衛門江相統願、御

聞濟、

(百一丁裏)

右喜兵衛弟

一題糸拾斤

村瀬喜右衛門

安永九子年七月名跡相統被 仰付候、

寛政七卯年十二月喜右衛門義病氣ニ付難相動、乍

去、喜右衛門年来相動候規模ニ、粹喜十郎江仲ケ間

預ケ株之内拾斤別段新加被 仰付候、

寛政十年年三月粹喜十郎義病氣ニ付難相動、糸株仲

ケ間江預ケ度願、御聞濟、

同十式申年五月喜右衛門義病氣ニ付退身願、御聞

濟、

(百一丁表)

一題糸拾斤

右喜右衛門養子

村瀬 助七

当申世三才

寛政十式_申年五月相続被 仰付候、

享和二_戌年二月助七弟庄助江丸山茂右衛門跡株を以

新加願、御聞濟、

同年四月助七_義病氣ニ付難相勤、依之、糸株并元方

役共、仲夕間江預夕度願、御聞濟、

(百一丁裏)

一題糸拾斤

右助七弟

村瀬 庄助

享和二_戌年二月丸山茂右衛門株を以、新加并元方役

被 仰付候、同月十五日新加御礼勤、

西 曲淵和泉守様

御在役

東 森川越前守様

享和式_戌年二月村瀬助七_義願出候者、私_義相勤罷在

候、元方役之儀、先年宮部武助、円山茂右衛門、村

(百二丁表)

(符 九)

瀬喜兵衛、喜兵衛三人ニ而相勤候之処、当時私老入

ニ而者差支候ニ付、此度実弟村瀬庄助へ茂右衛門跡

糸株并元方役共相譲度趣之願書面、為後証相記し置、

御聞濟、

文化十一_戌年十二月喜右衛門と変名願、御聞濟、

文政元_寅年八月仙右衛門と変名願、御聞濟、

文政六_未年正月幸右衛門と変名願、御聞濟、

天保三_辰年八月覚兵衛_義鈴木と名乗也、名代為勤度

願、御聞濟、御礼相勤、

(百三丁裏白紙)

(百四丁裏白紙)

(百五丁裏白紙)

(百五丁裏)

『浦井』

〔百五丁表〕

『古』

浦井家

日蓮宗

二条川東

元株 石東

要法寺中実成院

『上菱屋』

『有来分株也』

室町通權木町上ル町

有来直次郎從弟

一題系式拾斤

石束善兵衛

文化五_辰年十月有来直次郎糸株六拾斤之内、引分ケ

譲リ請相続願、御聞濟、

同年十一月朔日、繼目御礼濟、

(百六丁裏)

文化七_午年七月唐物掛リ役被仰付、組頭役兼帶勤、

同九_申年六月廿四日病氣ニ付、唐物掛リ組頭とも退

役、糸株倅泰助江相譲リ度願、御聞濟、

右善兵衛倅

一題系式拾斤

石束 泰助

文化九_申年六月名跡相続被 仰付候、

同十二_亥年九月勝手ニ付仲ケ間江糸株預ケ置、追而

相続之儀奉願上候段願、御聞濟、

(百七丁表)

文政二_卯年六月從弟浦井徳右衛門江糸株相譲リ度

願、御聞濟、

一題系式拾斤

浦井徳右衛門

当卯四十才

文政式_卯年六月從弟石束泰助ケ預ケ株を以、此度譲

リ請相続被 仰付候、同年七月朔日御礼勤、

御在役 東 佐野肥後守様

西 松浦伊勢守様

(百七丁裏)

文政八_酉年十月組頭役申渡、

同十_式年三月糸目利役兼帶申渡、

天保元_寅九月退役、

右徳右衛門倅

一題系式拾斤

浦井弁三郎

当寅廿四才

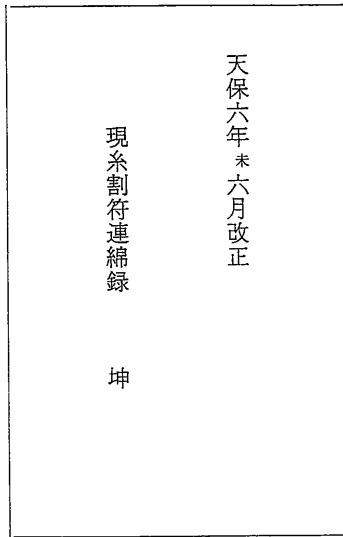
天保元_寅年九月名跡相続被 仰付候、

同元_寅九月徳右衛門と変名願、御聞濟、

同式_年卯二月十五日繼目御礼勤、

西陣渤海家所蔵『現糸割符連綿録』

(表紙)



天保六年未六月改正

現糸割符連綿録

坤

(縦23.6cm×横16,8cm)

(表紙裏白紙)
(二丁表白紙)
(二丁裏白紙)
(二丁裏)

- 一 石井家 貞享二 丑年五月 『天保六未年迄
百五拾老年二成ル』
- 一 水佐藤家 貞享三 寅年三月 『百五拾年』
- 一 荒木家 寛保三 亥年十二月 『九拾三年』
- 一 大村家 延享元 子年八月 『九拾二年』
- 一 室佐藤家 延享二 丑年七月 『九拾一年』

(二丁裏)
一 前川家 天保六 未年七月

- 一 嶋田家 延享三 寅年十二月 『九拾年』
- 一 鈴木家 宝曆六 子年十月 『八拾年』
- 一 湯浅家 明和二 酉年七月 『七拾二年』
- 一 小堀家 天保六 未年 『六拾年』
- 一 下村家 安永五 申年十二月 『三年』
- 一 河瀬家 天保四 巳年二月 『三年』

- (三丁裏)
- 一 伊藤家 宝曆六 酉年五月 『八拾年』
 - 一 中井家 天保四 巳年二月 『三年』
 - 一 中林家 安永七 戌年十二月 『五十八年』
 - 一 比喜多家 寛政元 酉年閏六月 『四十七年』
 - 一 諏訪家 寛政八 辰年四月 『四十年』
 - 一 富田家 享和二 戌年四月 『三十四年』

- (三丁裏)
- 一 木田家 文化二 丑年正月 『三拾一年』
 - 一 八里家 文化二 丑年閏八月 『三十一一年』

一 田村家 天保二卯年十二月 『五年』

一 山田家 文化十四年七月 『式十三年』

一 石田家 文政六未年六月 『拾三年』

一 吉田家 文化九戌年十一月 『拾年』

(四丁表白紙)

(四丁裏)

『石井』

(五丁表)

『当』石井家

日蓮宗

本能寺中

新在家南西町

一題糸三拾七斤

石井三右衛門

貞享二丑年五月 御再興之節、被 召加候、

同年御物端物目利役被 仰付、老入ニ而相勤、外ニ

糸目利役之内ニ老入御物方兼帯相勤候得共、役料糸

者不被下候事、

(五丁裏)

元録十丑年六月加増糸三斤被仰付候、

同十一寅年ハ現糸割符ニ成、御物方四ヶ年ニ壹度ツ

、四ヶ所順番ニ相勤候様被仰出、其後役糸不被下

候事、

元録十五年三月加増三斤被仰付候、依之、糸高都

合四拾三斤ニ成ル、

同年九月承三与変名願、御聞濟、

享保五子年二月病氣ニ付、悴新五郎ハ相続願、御聞

濟、

(六丁裏)

一題糸四拾三斤

右承三養子

石井新五郎

享保五子年二月名跡相続被 仰付候、

享保十八丑年十二月五郎右衛門与変名願、御聞濟、

享保式十卯年七月病氣ニ付、悴弥吉江相続願、御聞

濟、右五郎右衛門於肥後限本ニ病死、

右五郎右衛門養子

一題糸四拾三斤

石井 弥吉

享保式十卯年七月名跡相続被仰付候、

(六丁裏)

元文四未年十一月元服孫右衛門と変名願、御聞濟、

宝曆十一巳年九月組頭役申渡、

天明元_丑年五月病氣_ニ付、悴鉄次郎江相統願之通、御聞濟、

一題糸四拾三斤

右孫右衛門悴

石井鉄次郎

当升拾_才

天明元_丑年五月名跡相統被 仰付候、

(七十表)

文化七_午年正月病氣_ニ付、悴鉄五郎江相統願、御聞濟、

一題糸四拾三斤

右鉄次郎養子

石井鉄五郎

当年廿三_才

文化七_午年正月名跡相統被 仰付候、

文化九_申年二月繼目御礼勤、

文化十四_丑年十月組頭役申渡、

(七十裏)

文政貳_卯年九月病身_ニ付、組頭役難勤之趣、願書被

差出、聞置退役、

文政四_巳年十二月孫右衛門与変名願、御聞濟、

(八丁表白紙)

(八丁裏白紙)

(九丁表白紙)

(九丁裏)

『水佐藤』

(七十表)

『当』佐藤家

日蓮宗

本国寺中

御屋敷之内

一題糸老丸

佐藤市兵衛

貞享三_寅年三月新加入被仰付候、右佐藤之儀者、

御由緒之者_ニ而、水戸様 御用達相勸罷在、

(七十裏)

黄門光国卿様唐本 御好被遊候_ニ付、為長崎手寄江

戸御表_ニ而、御沙汰有之、御所司代江被 仰進、

市兵衛_義糸割符新加被 仰付、此節始而新加被仰付

候也、

一題糸老丸

佐藤 元始

一題糸老丸

佐藤久兵衛

(七十二表)

正徳三_巳年正月病氣_ニ付、悴庄次郎江相統願、御聞

濟、

右久兵衛倅庄次郎事改名

一題糸卷丸

佐藤久兵衛

正徳三巳年正月名跡相統被仰付候、

寛延二巳年九月彦五郎与変名願、御聞濟、

宝曆十式午年四月右彦五郎重病之処、跡目無之ニ付、

糸株仲ヶ間江預ヶ度願、御聞濟、

(十二丁裏)

右彦五郎養子

一題糸卷丸

佐藤彦五郎

宝曆十式午年十月養子彦五郎江先達而仲ヶ間江預ヶ

置候、糸株名跡相統願、御聞濟、

然ル処、彦五郎幼年ニ付、継目御礼暫有免願濟、

安永七戌年二月末継目御礼不相動、元来病身ニ而難

相動ニ付、糸株仲ヶ間江差出し退身仕度願、於西

御役所 御聞濟、差出シ株相成候事、

(十二丁裏)

右

一題糸式拾斤

佐藤彦五郎

天明四辰年十一月先達而他病ニ付、糸株仲ヶ間江差

出し退身仕罷在候処、頃日全快仕、先祖ノ相伝之糸

割符株ニ付、此節親類書差出し、此節相改式拾斤之

高相願候處、於東 御役所御聞濟、

文政式卯年七月病氣ニ付、倅彦太郎江相統願、御聞

濟、

(十二丁裏)

右彦五郎倅

一題糸式拾斤

佐藤彦太郎

文政式卯年七月名跡相統被 仰付候、

当卯十三才

天保元寅年壬三月十五日継目御礼勤之、

(十三丁表白紙)

(十三丁裏白紙)

(十四丁表白紙)

(十四丁裏)

『荒木』

(十五丁裏)

『当』

荒木家

高田門徒

『伊勢屋』

川原町二条上ル

專修寺

元株 沈香屋 田中

二条通大恩寺町

一題糸式拾七斤

沈香屋四郎兵衛

貞享二_丑年五月御再興之節被 召加候、

享保九_辰年十一月病氣ニ付、糸株悴善七江相譲リ度

願、御聞濟、

(十五丁裏)

右四郎兵衛悴

一題糸式拾七斤

田中 善七

享保九_辰年十一月名跡相統被 仰付候、

同廿一_辰年二月組頭役申渡ス、

寛保三_亥年十二月病身ニ而難相勤、依之、糸株從弟

荒木伊兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

他家從弟

一題糸式拾七斤

荒木伊兵衛

寛保三_亥年十二月從弟田中善七_夕譲リ請、

同月十五日御礼勤、

(十六丁裏)

寛延貳_巳年五月糸三斤加増被仰付、都合糸高三拾斤

ニ成ル、

右伊兵衛剃髮宗内と改名願、御聞濟、

宝曆九_卯年九月宗内病身ニ付、悴伊助事伊兵衛と改

名、糸株相統願、御聞濟、

右宗内悴伊助事改名

一題糸三拾斤

荒木伊兵衛

宝曆九_卯年九月名跡相統被 仰付候、

同十月朔日繼目御礼勤、

(十六丁裏)

寛政貳_戌年二月病身ニ付、悴伊右衛門江糸株相統

願、御聞濟、

右伊兵衛悴

一題糸三拾斤

荒木伊右衛門

寛政貳_戌年二月名跡相統被 仰付候、

同五_丑年五月伊右衛門義伊兵衛与変名願、御聞濟、

右伊兵衛悴伊助分

一題糸三拾斤

荒木伊兵衛

当戌十貳才

(十七丁裏)

享和二_戌年三月名跡相統被 仰付候、

繼目御礼之義者、拾五才ニ罷成候ハ、可相勤旨親

伊兵衛事宗貞の証札有之事、

(十七丁裏白紙)

(十八丁裏白紙)

(十八丁裏白紙)

(十九丁裏白紙)

(十九丁裏)

『大村』

(二十丁表)

『当』

大村家

『白木屋』

元株 泉屋

葭屋町通南龜屋町

一題糸式拾四斤

泉屋伊兵衛

貞享二 五年五月御再興之節被 召加、

元録五 申年四月糸式斤加増被 仰付候、

(二十丁裏)

元録十五 午年三月糸四斤加増被仰付、都合三拾斤ニ

成ル、

宝永八 卯年四月伊兵衛及老年、難相勤候ニ付、養子

庄兵衛江相続願、御聞濟、

一題糸三拾斤

右伊兵衛養子

泉屋庄兵衛

宝永八 卯年四月名跡相続被 仰付候、

享保式 酉年病氣ニ付、糸株倅伊兵衛江相続願、御聞

濟、

(二十一丁裏)

右庄兵衛倅

一題糸三拾斤

泉屋伊兵衛

享保式 酉年名跡相続被 仰付候、

享保八 卯年三月病氣ニ付、弟藤助江糸株相続願、御

聞濟

右伊兵衛弟

一題糸三拾斤

泉屋 藤助

享保八 卯年三月名跡相続被 仰付候、

(二十一丁裏)

延享元 子年八月藤助 義病身ニ付、難相勤、糸株從弟

大村彦太郎江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸三拾斤

大村彦太郎

延享元 子年八月從弟泉屋藤助の譲リ受、同月廿一日

繼目御礼勤、

延享四卯年十月病氣ニ付、糸株養悻彦市事彦太郎と

改名相統願、御聞濟、

(二十二丁裏)

右彦太郎養悻彦市事

一題糸三拾斤

大村彦太郎

当卯拾四丁

延享四卯年十月名跡相統被 仰付候、

宝曆六子年正月病氣ニ付、養悻与市事改名彦太郎江

糸株相統願、御聞濟、

右彦太郎養子与市事

一題糸三拾斤

大村彦太郎

当子拾三丁

宝曆六子年正月名跡相統被 仰付候、

(二十二丁裏)

宝曆十式午年五月糸拾斤加増被仰付、都合持高四拾

斤ニ成ル、

後彦太郎変名鶴亭と改候事、

寛政六寅年十一月病氣ニ付、養子守之助江糸株相統

願、御聞濟、

一題糸三拾七斤

右彦太郎事鶴亭養子守之介事

大村彦太郎

当寅廿二丁

寛政六寅年十一月名跡相統被 仰付候、

(二十三丁裏)

但し養子相統故、糸三斤減少被仰付、如高ニ成ル、
(ママ)

文政四巳年八月病氣ニ付、実悻啓之助江糸株相統

願、御聞濟、

右彦太郎実悻啓之助事改名

一題糸三拾七斤

大村彦太郎

当巳廿三丁

文政四巳年八月名跡相統被 仰付候、

同九月朔日継目御礼勤、

(二十三丁裏)

天保式卯年七月名代増田作右衛門病氣ニ付、難相

勤、依之、以来津田加兵衛名代為相勤度願、御聞濟、

(二十四丁表白紙)

(二十四丁裏白紙)

(二十五丁表白紙)

(二十五丁裏)

『室佐藤』

(二十六丁表)

『当』

佐藤家

本願寺門徒

東末

釜座丸太町上ル

等覚寺旦那

元株

菱屋

長嶋

西陣今出川通元北小路町

一題糸式拾七斤

貞享二丑五月御再興之節被 召加、

菱屋庄兵衛

(二十六丁裏)

元録七戌年二月糸目利役相勤役糸拾三斤被仰付候、

同十五年六月糸三斤加増被仰付候、

後庄七と変名願、御聞濟、

同十五年三月糸三斤加増被仰付候、

正徳式辰年十二月糸株并糸目利役共悻藤右衛門事庄

兵衛与改名仕、相統願、御聞濟、其後庄七死去、

右庄七悻藤右衛門事

一題糸四拾六斤

菱屋庄兵衛

(二十七丁表)

正徳三巳年二月名跡相統并糸目利役共被仰付、元題

糸役糸共可被下置、重仰付、依之、糸斤高如此成ル、

享保二酉年十二月中老役被仰付、糸式丸受用、

同五子年六月長嶋と苗字名乘願、御聞濟、

同八卯年十二月病身ニ付、悻庄六江糸株相統願、御

聞濟、

但し元題糸三拾三斤之所、題糸壹丸被下置候事、

右庄兵衛悻

一題糸壹丸

長嶋

庄六

(二十七丁裏)

享保八卯年十二月名跡相統被仰付候、

元文三年三月病氣ニ付、糸株美弟庄八江相統願、

御聞濟、其後庄六病死、

右庄六美弟

一題糸壹丸

長嶋

庄八

元文三年三月名跡相統被仰付候、

同年五月十五日繼目御礼勤、

寛保元酉年十一月庄八義庄兵衛与変名願、御聞濟、

(二十八丁表)

延享貳_丑年七月庄兵衛病身ニ而、難相勤、依之、糸株從弟佐藤源兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸四拾斤

佐藤源兵衛

延享二_丑年七月從弟長嶋庄兵衛_ハ譲リ請候得とも、

他家相続之義ニ付、題糸拾斤被仰付候、繼目御礼勤、

宝曆十_辰年十一月病氣ニ付、糸株悴猶太郎事源兵衛

変名相続願、御聞濟、

(二十八丁裏)

右源兵衛悴猶太郎事

一題糸四拾斤

佐藤源兵衛

宝曆十_辰年十一月名跡相続被仰付候、

同十_式年五月右源兵衛於仲_ケ間勤功有之ニ付、加

糸之儀奉願上候処、題糸拾斤加増被仰付、元題糸と

も五拾斤ニ成ル、

天明四_辰年十一月病氣ニ付、糸株悴相続願、御聞濟、

(二十九丁表)

右源兵衛悴

一題糸五拾斤

佐藤源兵衛

当辰十五才

天明四_辰年十一月名跡相続被 仰付候、

文化元_子年三月病氣ニ付、悴隣之助江糸株相続願、

御聞濟、

一題糸五拾斤

右源兵衛悴

佐藤隣之助

当子八才

文化元_子年三月名跡相続被仰付候、

同年七月隣之助_義源兵衛与変名願、御聞濟、

(三十一裏)

同年九月朔日繼目御礼相勤、尤切手ニ付名代ニ而勤

之、

文政元_寅年六月病氣ニ付、悴源太郎江糸株相続願、

御聞濟、後源兵衛死去、

右源兵衛悴

佐藤源太郎

当寅五才

一題糸壹丸

文政元_寅年六月名跡相続被 仰付候、

同_式年五月源太郎_義源兵衛与変名願、御聞濟、

(三十二丁表)

天保_式年_卯二月廿五日前髮取相勤度願、御聞濟、

同年二月名代馬淵新助病氣ニ而、難相勤、依之、已

来田辺吉郎兵衛為相勤度願、御聞濟、

(三十一丁裏白紙)

(三十一丁裏白紙)

(三十一丁裏白紙)

(三十一丁裏白紙)

(三十一丁裏白紙)

『前川』

(三十三丁裏)

『古』

前川家

『蛭子屋』

元株

七文字屋

尾崎

磯村

下立亮室町

一題糸巻丸

貞享二 丑年五月御再興之節被 召加、

七文字屋昌春

(三十三巻)

貞享二 丑年六月鎹屋了貞代り年寄役被 仰付、糸五

丸受用、

貞享四 卯年三月病氣ニ付退役、糸株悻弥左衛門江相

続願、御聞濟、

翌辰年十一月右昌春病死致候事、

一題糸式丸

右昌春悻

七文字屋悻左衛門

貞享四 卯年三月名跡相続并中老役被仰付候、

(三十四丁裏)

元錄十五年 甲府様就御用役義辞退、名跡弟甚左衛

門江願出候得共、当分不被仰付候、

右弥左衛門弟

一題糸式拾四斤

七文字屋甚左衛門

元錄十一 寅年四月名跡相続被仰付候、

同十三 辰年八月糸四斤加増被仰付候、

宝永二 酉年請払役相勤、

正徳元 卯年五月糸九斤加増被仰付、題糸都合三拾七

斤ニ成ル、

(三十四丁裏)

享保元 申年十一月病氣ニ付、糸株悻長右衛門江相続

願、御聞濟、

右甚左衛門悻

一題糸三拾七斤

七文字屋長右衛門

享保元 申年十一月名跡相続被仰付候、

同五子年五月糸目利役勤之、

同年六月中老役被仰付、糸式丸受用、

同年尾崎甚左衛門と相改度願、御聞濟、

同十七子年六月病身ニ付、弟喜右衛門江相統願、御

聞濟、

(三十五丁表)

一題糸老丸

右甚左衛門弟

尾崎喜右衛門

享保十七子年六月名跡相統被仰付候、

寛保三亥年二月組頭役申渡ス、

延享三寅年正月右喜右衛門病身ニ付、難相勤、依

之、糸株從弟庄兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

右喜右衛門從弟

一題糸四拾五斤

尾崎庄兵衛

当寅廿四才

延享三寅年正月從弟喜右衛門ニ譲リ請相統ニ付、題

糸五斤減少被仰付候、同月十五日御礼勤ル、

(三十五丁裏)

延享三寅年三月苗字磯村と改度願、御聞濟、

宝曆三酉年四月組頭役申渡、

安永二巳年八月病氣ニ付、悴当次郎事變名庄兵衛江

糸株相統願、御聞濟、

右庄兵衛悴当次郎事改名

一題糸四拾五斤

磯村庄兵衛

当巳廿四才

安永二巳年八月名跡相統被仰付候、

同九子年十二月請払役勤之、

(三十六丁表)

天明七未年十月就病氣糸株夷子幸藏江相統願、御聞

濟、

右庄兵衛悴幸藏事改名

一題糸四拾五斤

磯村庄兵衛

当未十七才

天明七未年十月名跡相統被仰付候、

享和元酉年十月組頭役申渡ス、

同年十一月質会所掛リ役被 仰付候、

同式戌年六月請払役勤之、長崎表江勤番ス、

文化元子年九月長崎表ニ交代帰京之上、

(三十六丁巻)

伊藤権左衛門代リ年寄役被仰付、糸五丸受用ス、

文化九_申年十二月病氣ニ付退役并糸株養子吉之助_江

相統願、御聞濟、

同月廿五日庄兵衛病死、

右庄兵衛養子

一題糸巻丸

磯村吉之助

当申七才

文化九_申年十二月名跡相統被 仰付候、

文政七_申年三月三日継目御礼勤ス、

同年四月實会所掛リ役被仰付候、

(三十七丁巻)

文政七_申年閏八月病氣ニ付、退役并糸株兄貴三郎_江

相統願、御聞濟、

右吉之助兄

一題糸巻丸

磯村貴三郎

当申貳拾才

文政七_申年閏八月名跡相統被 仰付候、

文政十_亥年九月右貴三郎病身ニ而、難相勤、依之、

糸株実弟清助_江相讓リ度願、御聞濟、

(三十七丁巻)

一題糸巻丸

右貴三郎実弟

磯村 清助

当支拾八才

文政十_亥年九月名跡相統被仰付候、

天保六_未年七月病身ニ而、難相勤、依之、他家従弟

五郎左衛門_江糸株相讓リ度願、御聞濟、

右清助他家従弟

一題糸巻丸

磯村五郎左衛門

天保六_未年七月名跡相統被仰付候、

(三十八丁巻)

同月十日前川_与申苗字ニ相改度願、御聞濟、

東 深谷遠江守様

西 佐橋

未御在府中也

右前川五郎左衛門他家讓リ之儀ニ付、同人親類書差

出し、且亦清助_義相統後、継目御礼も不相勤、仲ヶ

間にも不動致罷在、尚亦磯村家文化五_辰年仲ヶ間_必

貸附銀拾貫目余有之、年々配当銀善次来候ニ付、右

等之趣、五郎左衛門へ引合、右銀子同人引受証札取

之、株糸高減し方取計可致、先格之処、料過銀差出

シ相統ニ相成候事、

(三十八丁裏白紙)

(三十九丁表白紙)

(三十九丁裏)

『嶋田』

(四十丁表)

『古』

『夷屋』

嶋田家

浄土宗

元株

大黒屋

下立売新町東江入ル町

一題糸三拾貳斤

大黒屋平右衛門

貞享二五年五月御再興之節被 召加、

元録三年病氣ニ付、糸株悴藤蔵江相統願、御聞濟、

(四十丁裏)

右平右衛門悴

一題糸三拾貳斤

大黒屋藤蔵

元録三年名跡相統被仰付候、

元録十五年六月七文字屋弥左衛門代り中老役被仰付、糸式丸受用、

元録十一寅年三月病氣ニ付、糸株弟重蔵江相統願、

御聞濟、

右藤蔵弟

大黒屋重蔵

(四十二丁裏)

元録十一寅年三月名跡相統被仰付候得とも、題糸式

斤減少被仰付候、

宝永二酉年三月病氣ニ付、甥藤蔵江糸株相統願、御

聞濟、

右重蔵甥

一題糸三拾斤

大黒屋藤蔵

宝永二酉年三月名跡相統被 仰付候、

元文五申年五月病氣ニ付、悴八三郎事変名藤蔵江糸

株相統願、御聞濟、

(四十二丁裏)

右藤蔵悴八三郎事改名

一題糸三拾斤

大黒屋藤蔵

元文五申年五月名跡相統被 仰付候、

同年六月朔日継目御礼勤之、

延享三寅年十二月右藤蔵義病身ニ而、難相勤、依之、

糸株従弟嶋田与三右衛門江相譲リ度願、御聞濟、

(四十二丁表)

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

当寅三十五才

延享三 寅年十二月從弟大黒屋藤藏ハシ讓リ請ニ付、題

糸五斤減少被仰付候、

同月十五日御礼勤之、

宝曆三 酉年二月病氣ニ付、悴伝一郎 江糸株相統願、

御聞濟、

右与三右衛門悴

一題糸式拾五斤

嶋田伝一郎

当酉十四才

(四十二丁裏)

宝曆三 酉年二月名跡相統被仰付候、

同月十五日与三右衛門 与 変名継目御礼勤、

宝曆十四 申年六月右与三右衛門御為替方相勤候ニ

付、糸株悴弁藏事与三右衛門と変名相統願、御聞濟、

右与三右衛門悴弁藏事改名

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

宝曆十四 申年六月名跡相統被 仰付候、

(四十三丁裏)

安永六 酉年二月就業躰勝手、從弟儀藏事与三右衛門

与 変名、糸株相統願、御聞濟、

右与三右衛門從弟儀藏事改名

一題糸式拾五斤

嶋田与三右衛門

当酉廿四才

安永六 酉年二月名跡相統被 仰付候、

寛政五 丑年三月病氣ニ付、悴金藏 江糸株相統願、御

聞濟、

(四十三丁裏)

右与三右衛門悴

一題糸式拾五斤

嶋田 金藏

当丑八才

寛政五 丑年三月名跡相統被仰付候、

享和二 戌年五月病氣ニ付、弟米藏 江糸株相統願、御

聞濟、

右金藏弟

一題糸式拾五斤

嶋田 米藏

当戌九才

享和二 戌年五月名跡相統被 仰付候、

(四十四丁裏)

文化元子年八月米蔵 義啓次郎 与 麥名願、御聞濟、

文政十一子年五月病氣ニ付、実弟弥三郎 江糸株相統

願、御聞濟、

右啓次郎実弟

一題糸式拾五斤

嶋田弥一郎
当十五才

文政十一子年五月名跡相統被 仰付候、

(四十四丁裏白紙)

(四十五丁裏白紙)

(四十六丁裏白紙)

(四十七丁裏)

『鈴木』

(四十七丁裏)

『新加』

鈴木家

浄土宗

知恩寺中

寿仙院旦那

釜座押少路下ル町

鈴木吉左衛門

当十六才

一題糸三拾斤

宝曆六子年十月新加入被仰付候、

同月廿八日御礼勤之、

宝曆十式午年五月糸五斤加増被仰付候、

(四十七丁裏)

安永六酉年二月病氣ニ付、悴万之助 江糸株相統願、

御聞濟、

右吉右衛門悴

一題糸三拾五斤

鈴木万之助

当四十一才

安永六酉年二月名跡相統被仰付候、

右万之助 義吉右衛門 与 改名、

文化七午年十一月病氣ニ付、悴千之助 江糸株相統

願、御聞濟、

(四十八丁裏)、

右吉右衛門悴

一題糸三拾五斤

鈴木千之助

当十五才

文化七午年十一月名跡相統被仰付候、

文化九申年二月吉右衛門 与 麥名願、御聞濟、

同月十五日繼目御礼勤之、

(四十八丁裏白紙)

(四十九丁表白紙)

(四十九丁裏白紙)

(五十丁表白紙)

(五十丁裏)

「湯浅」

(五十一丁表)

「当」

湯浅家

浄土宗

智恩院末

二条川東

「枳屋」

元株

丁字屋

一題糸式拾四斤

丁字屋庄兵衛

貞享二 丑年五月御再興之節被 召加、

元録五 申年四月糸式斤加増被 仰付候、

同七 戌年二月糸三斤加増被 仰付候、

(五十二丁裏)

元録十五 午年三月糸三斤加増被仰付候、依之、題糸

高三拾式斤ニ成ル、

正徳三 巳年二月病氣ニ付、糸株悴利兵衛江相統願、

御聞濟、

一題糸三拾式斤

右庄兵衛悴

丁字屋利兵衛

正徳三 巳年二月名跡相統被 仰付候、

享保十五 戌年正月糸五斤加増被仰付候、

同十八 丑年四月請拵役相動、

(五十二表)

元文五 申年六月山野寺三郎右衛門代り中老役被仰

付、糸式丸受用、

延享元 子年八月病氣ニ付、悴庄兵衛江糸株相統願、

御聞濟、

右利兵衛悴

丁字屋庄兵衛

一題糸三拾七斤

延享元 子年八月名跡相統被仰付候、

同月十五日繼目御礼勤之、

(五十二丁裏)

延享四 卯年二月病氣ニ付、糸株悴庄太郎江相統願、

御聞濟、

右庄兵衛悴

丁字屋庄太郎

一題糸三拾七斤

延享四卯年二月名跡相統被仰付候、

延享五辰年二月十五日繼目御札相勤候得とも、幼年

ニ付、後見竹内弥三右衛門を以勤之、

寛延三年十一月後見竹内弥三右衛門病氣ニ付相

退、吉右衛門後見仕度願、御聞濟、

(五十三丁表)

明和二酉年七月右庄太郎病身ニ而、難相勤、依之、

糸株従弟湯浅長右衛門江譲り度願、御聞濟、

一題糸三拾式斤

湯浅長右衛門

明和二酉年七月従弟丁字屋庄太郎ヲ譲り請、相統被

仰付候ニ付、糸高五斤減少被仰付候事、

明和九辰年四月長右衛門病身ニ而、難相勤、糸株従

弟喜右衛門江、相譲り度願、御聞濟、

(五十三丁裏)

一題糸三拾斤

湯浅喜右衛門

当辰十九才

明和九辰年四月従弟湯浅長右衛門ヲ譲り請、相統被

仰付ニ付、糸高式斤相減し候事、其後組頭役申渡、

文化五辰年八月病氣ニ付、悴栄三郎江糸株相統願、

御聞濟、

(五十四丁表)

右喜右衛門養子

一題糸三拾斤

湯浅栄三郎

当辰十一才

文化五辰年八月名跡相統被仰付候、

同月十五日繼目御札勤之、

文化十一辰年正月栄三郎義前髪取、喜右衛門与変名

願、御聞濟、

文化十一辰年十月組頭役申渡ス、

文政式卯年十二月質方掛り役被仰付候、

(五十四丁裏)

文政三辰年三月唐物方被仰付候、

文政三辰年八月病氣ニ付、唐物方質方掛り組頭役退

役、糸株養兄理作江相統願、御聞濟、実者死去也、

右喜右衛門養兄

一題糸式拾七斤

湯浅理作

当午三十四才

文政五年八月名跡相統被仰付候、

同年十月喜右衛門与 変名願、御聞濟、

(五十五丁表)

天保四巳年三月十五日繼目御礼勤之、

(五十五丁裏白紙)

(五十六丁表白紙)

(五十六丁裏白紙)

(五十七丁表白紙)

(五十七丁裏)

『小堀』

(五十八丁裏)

『当』 小堀家

日蓮宗

『万屋』 『分ヶ株』

川東二王門通

頂妙寺

元株 得能

得能新三郎次男

一題糸式拾斤

得能彦三郎

当廿廿才

安永二巳年四月親新三郎糸株之内、此高引分ヶ譲り

請、相統被 仰付候、

同年四月十五日繼目御礼勤之、

(四十八丁裏)

天明六午年九月病氣ニ付、弟栄三郎江糸株相統願、

御聞濟、

右彦三郎実弟

一題糸式拾斤

得能栄三郎

当廿廿六才

天明六午年九月名跡相統被仰付候、

寛政十式申年六月繼目御礼勤之、

同年七月組頭役申渡、

(四十九丁表)

寛政十式申年八月請払役勤之、

享和元酉年十一月伊藤権左衛門代り中老役被 仰付、

糸式丸受付、

享保三亥年二月倉光弁左衛門代り年寄役被 仰付、

糸五丸受用、

文化十酉年^(アヤ)十一月栄三郎^義仲ヶ間取締出情ニ付、

悴常十郎江糸株六斤新加入被仰付候、

文化十式亥年七月左右六郎与 変名願、御聞濟、

(四十九丁裏)

文化十式亥年九月長崎勤番、

文政元^寅年十一月長崎表^ハ交代帰京之上、病氣ニ付

御役御免願、御聞濟、

文政四巳年六月及老衰、難相勤ニ付、糸株養悴善次

郎江相統願、御聞濟、

一題糸五拾斤

得能善次郎

文政四巳年六月名跡相統被仰付候、

(五十丁裏)

同月十五日繼目御礼勤之、

文政五年三月請払役相勤、長崎勤番罷下ル、

同八酉年三月養父依病氣立帰上京、

天保六巳年七月前文政八酉年三月巳来病氣ニ而在京

有之處、相統難出来ニ付、此度甥元三郎、糸株相讓

リ度願、御聞濟、

右善次郎甥

一題糸五拾斤

得能元三郎

当巳五才

天保六巳年七月廿五日名跡相統被為 仰付候、

(五十丁裏白紙)

(五十二丁裏白紙)

(五十二丁裏白紙)

(五十二丁裏)

『下村』

(五十三丁裏)

『大文字屋』下村家

日蓮宗

妙顯寺末

深艸宝塔寺中

円妙院旦那

『乍当割符新加』

元株 山形屋 竹生

一題糸三拾七斤

山形屋次左衛門

貞享二五年五月御再興之節被 召加候、

宝曆三戌年四月病氣ニ付、 事改名

次左衛門江相統願、御聞濟、

(五十三丁裏)

一題糸三拾七斤

山形屋次左衛門

宝曆三戌年四月名跡相統被 仰付候、

享保十巳年十二月次左衛門病身ニ相成、難相勤、依

之、糸株甥竹生安兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

同月廿三日繼目御礼勤、

右山形屋次左衛門甥

一題糸三拾斤

竹生安兵衛

享保十_日年十二月伯父次左衛門_ハ譲リ請、相統被仰付候得共、他家相統ニ付、元株之内七斤減少被仰付、三拾斤持高ニ成ル、

延享四_卯年十一月下村を大文字屋ト屋号ニ改度願、御聞濟、
宝曆二_申年九月病氣ニ付、悴彦太郎江相統願、御聞濟、

(五十四丁表)

元文四_未年四月右安兵衛病身ニ而、難相勤ニ付、從

一題糸式拾七斤

右彦右衛門悴

大文字屋彦太郎

弟下村久右衛門江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸式拾七斤

下村久右衛門

元文四_未年四月從弟竹生安兵衛_ハ譲リ請、相統被仰付候得共、他家相統ニ付、糸株三斤減少被仰付、式拾七斤持高ニ成ル、同月廿一日繼目御礼勤、

安永四_未年七月右彦右衛門乱心致候ニ付、糸株被召放候、
但此一件者委敷書留者会所一件袋ニ入有之事、

寛保元_酉年十二月病氣ニ付、甥彦右衛門江相統願、

一題糸式拾五斤

下村正太郎

御聞濟、

(五十四丁裏)

右久右衛門甥

一題糸式拾七斤

下村彦右衛門

寛保元_酉年十二月名跡相統被仰付候、

安永五_申年十二月親類書差出し新加入被仰付、尤幼年ニ付、名代浅野六郎兵衛を以、繼目御礼相勤候事、

当申五才

安永六 酉年四月病氣ニ付、従弟米恠江糸株相讓度願、

御聞濟、

(五十六巻)

右正太郎従弟

一題糸式拾五斤

下村 米恠

当西五才

安永六 酉年四月名跡相統被 仰付候、

安永九 子年五月朔日米松義正太郎与 菱名仕、繼目御

礼ハ幼年ニ付、名代淺野六郎兵衛を以相勤、

文化九 申年十一月病氣ニ付、糸株倅真三郎江相讓リ

度願、御聞濟、

(五十六巻)

右正太郎倅真三郎事改名

一題糸式拾五斤

下村正太郎

当申八才

文化九 申年十一月名跡相統被 仰付候、

同十四 酉年四月朔日正太郎幼年ニ付、名代武田忠兵衛

を以繼目御礼相勤、

文化十一 戌年二月病氣ニ付、兄真次郎江糸株相讓リ

度願、御聞濟、

(五十七巻)

右正太郎兄真次郎事改名

一題糸式拾五斤

下村正太郎

当戌拾五才

文化十一 戌年二月名跡相統被 仰付候、

同年八月十五日名代武田忠兵衛を以繼目御礼勤、

文政式 卯年七月名代忠兵衛義六右衛門与 改名願、御

聞濟、

文政四 巳年九月名代六右衛門病氣ニ付、以来高橋又

兵衛名代為相勤度願、御聞濟、

(五十七巻)

天保元 寅年十一月廿二日名代又兵衛義又右衛門与 改

名願、御聞濟、

天保三 辰年四月名代又右衛門病氣ニ而、難相勤候ニ

付、已来武田藤七・山田卯七兩人相勤度願、御聞濟、

(五十八丁表白紙)

(五十八丁裏白紙)

(五十九丁表白紙)

(五十九丁裏)

『河瀬』

(六十丁表)

『当』河瀬家

『綿屋』 『分ヶ株ニ成ル』

元株 菱屋事笠原ト改 藤田

大宮通観世町

一題糸三拾七斤

菱屋源兵衛

貞享貳 丑年五月御再興之節被 召加候、

同四 卯年五月廿八日糸目利役相勤、尤是迄糸目利役

式人有之処、此年々三人ニ而相勤候様被仰付候事、

(六十丁裏)

元録五 申年五月十四日加増糸卷斤被 仰付候、

同七 戌年二月病氣ニ付、悴源四郎へ相統願、御聞濟、

右源兵衛俸

一題糸三拾八斤

菱屋源四郎

元録七 戌年二月名跡相統被 仰付候、

同十三 午年糸目利役相勤、

正徳三 巳年二月役義相退源兵衛与改名願、御聞濟、

同年五月病氣ニ付、悴源之丞江相統願、御聞濟、

(六十一丁表)

一題糸三拾八斤

右源兵衛俸

笠原源之丞

正徳三 巳年五月名跡相統被 仰付、尤家号苗字ニ相

改度願、御聞濟、

享保七 寅年七月病氣ニ付、弟喜平次江相統願、御聞

濟、

右源之丞実弟

笠原喜平次

一題糸三拾八斤 享保七 寅年七月名跡相統被 仰付候、

(六十一丁裏)

同十四 酉年四月請払役相勤、

延享五 辰年二月長崎表江請払役在勤中、喜右衛門与

相改度願、御聞濟、帰京年限不相知、

寛延貳 巳年五月井口久左衛門之喜右衛門方江名目銀

高三貫六百目程借用有之、永々濟方不埒ニ付出訴ニ

相成、五日限度之御日延も被 仰付候得とも、所詮

難相濟趣ニ付、仲ヶ間江持糸株差出し取扱願出候ニ

付、株糸之内式拾八斤之高仲ヶ間ニ而、小株高之方

江老斤譲リ料金式兩ツ、ニして分糸ニ致遣シ、且又

井口久左衛門方三貫六百匁之内六百目分了簡致し候

程利害申聞、右取集金五拾六兩之内、五拾兩ハ久左

衛門方江相渡、則双方方濟状差上、出入相濟、残り

金六兩利左衛門江合力ニ遣ス、
(六十二丁表)

右之通ニ付、喜右衛門方も取立遣シ、糸株拾斤ニ而

相統致候事、

宝曆四戌年四月喜右衛門病氣ニ而、難相勤、糸株藤

田三四郎江相譲リ度願、御聞濟、

右笠原喜右衛門從弟

一題糸拾斤

藤田三四郎

宝曆四戌年四月從弟笠原喜右衛門方譲リ請、相談被

仰付候、同年六月十五日御礼勤、

(六十二丁裏)

天明七未年七月病氣ニ付、悴平右衛門義三四郎と相

改、相統願、御聞濟、

一題糸拾斤

右三四郎悴平右衛門事

藤田三四郎

当未廿三才

天明七未年七月名跡相統被 仰付候、

寛政五丑年八月病氣ニ付、弟作兵衛江相統願、御聞

濟、

(六十三丁表)

右三四郎弟

藤田作兵衛

当丑廿八才

一題糸拾斤

寛政五丑年八月名跡相統被 仰付候、

文化三寅年十一月弟勝茂兵衛病氣ニ付、難相勤、持

糸拾五斤兄作兵衛江相譲リ度願、御聞濟、依之、持

高都合式拾五斤ニ成、且又作兵衛事三四郎と改名

願、御聞濟、同年十二月朔日御礼勤、

文化五辰年十二月組頭役申渡、

(六十三丁裏)

文化十一戌年五月元役相勤、

文政式卯年六月質方掛り役被仰付候、

天保元年寅六月質方退役、御聞濟、

同四巳年二月病氣ニ付、從弟德兵衛江相讓度願、御聞濟、

右三四郎他家從弟

一題糸式拾五斤

藤田德兵衛

当目四拾八才

天保四巳年二月名跡相統被 仰付候、

同年四月苗字河瀬と相改度願、御聞濟、

同年四月十五日繼目御礼勤、

(六十四丁表白紙)

(六十四丁裏白紙)

(六十五丁表白紙)

(六十五丁裏)

『伊藤』

(六十六丁表)

『新加』

伊藤家

浄土宗

『茶屋』

『乍当割符新加ニ成ル』

誓願寺末

四条裏寺町

宝蔵寺旦那

元株 三宅 飛森

一題糸式拾七斤

三宅四郎兵衛

貞享式五年五月御再興之節被 召加候、

元録七戌年二月加増糸式斤被仰付候、

(六十六丁裏)

宝永七寅年二月病氣ニ付、忰万蔵義四郎兵衛ト改名

相統願、御聞濟、

右四郎兵衛忰万蔵事

一題糸式拾九斤

三宅四郎兵衛

宝永七寅年二月名跡相統被 仰付候、

享保十一年十月加増糸拾三斤被仰付候、

此節在予州難波之銅山、永々在勤致候ニ付、右之通

被仰付候、然ル処、当時糸三斤被下置、残り分糸

糸有次第被下候筈、其後金屋源右衛門跡永々跡目無(六十七丁表)

之故、此株糸之内拾斤被下置、都合四拾式斤ニ成、

享保十九寅年四月組頭役申渡、

延享元子年五月病氣ニ付、難相勤、糸株從弟飛森惣

兵衛江相讓リ度願、御聞濟、

右四郎兵衛他家從弟

一題糸四拾式斤

飛森惣兵衛

延享元子年五月從弟三宅四郎兵衛を譲り受、同月十

五日御礼勤、

(六十八丁裏)

延享四卯年七月病氣ニ付、悴惣太郎江相統願、御聞
濟、

右惣兵衛株

一題糸四拾貳斤

延享四卯年七月名跡相統被 仰付候、

宝曆三酉年十一月惣兵衛と変名願、御聞濟、

宝曆六子年三月病氣ニ付、難相勤、糸株松屋龜松江

相譲リ度願書差出し、不埒之筋有之候得共、略々其

(六十九丁裏)

節年寄役之者共、格別之勘弁ニ而、松屋龜松右株を

以新加被仰付候、依之、糸七斤減少被仰付候事、

一題糸三拾五斤

松屋 龜松

当拾貳才

宝曆六子年五月飛森惣兵衛株を以新加被仰付候、

同十式午年三月伊藤權之助、改度願、御聞濟、

寛政三亥年八月權左衛門与変名願、御聞濟、

(六十九丁裏)

寛政七卯年七月組頭役申渡、

寛政十式申年六月廿七日中老役被仰付、糸貳丸受用、

享和元酉年十月五日小野寺三郎右衛門代リ年寄役被

仰付、糸五丸受用、

享和三亥年十二月病氣ニ付、難相勤、年寄役、且糸

株悴豊次郎江相統願、御聞濟、

然ル処、年寄役漸暫相勤退身ニ付、加増糸貳斤被

仰付、都合三拾七斤ニ成ル、

(七十丁裏)

一題糸三拾七斤

右權左衛門株

伊藤豊次郎

当亥七才

享和三亥年十二月名跡相統被 仰付候、

文化十四丑年十月二日權左衛門与変名願、御聞濟、

文政元寅年六月朔日繼目御礼勤、

御在役 東 佐野肥後守様

西 松浦伊勢守様

文政元寅年七月組頭役申渡、

同年八月五日請払役相勤、

(七十一裏)

右同年九月長崎表江請払役勤番罷下ル、

文政六未年六月長崎表る交代帰京、

同年七月十二日唐物掛リ役被 仰付候、

同年十一月十九日中老役被 仰付、糸式丸受用、

文政七甲年六月年寄役被 仰付、糸五丸受用、

御在役 東 牧 備後守様
西 須田大隅守様

(七十二表)

文政七甲年七月長崎表勤番罷下ル、

同九戌年七月交代帰京、

天保式卯年六月長崎表勤番罷下ル、

同四巳年十一月交代帰京、

同五午年四月病氣ニ付、退役願、御聞濟、

(七十二裏白紙)

(七十二丁裏白紙)

(七十二丁裏白紙)

(七十三丁裏白紙)

(七十三丁裏)

『中井』

(七十四丁裏)

古 中井家

元株 小野寺 宇野

二条通西大黒町

一題糸老丸

鮫屋三郎右衛門

親喜右衛門古割符中老当三郎右衛門、貨物商人之由緒を以、貞享式丑年五月御再興之節被召加候事、

(七十四丁裏)

元録十一寅年四月十三日大黒屋藤藏代り、中老役被

仰付、五ヶ年在役、糸高式丸受用、

元録十五午年十二月十一日有来宗順代り年寄役被

仰付、九ヶ年相勤、宝永八卯年正月六日死去、

右三郎右衛門梓猪三郎事改名

一題糸老丸

鮫屋三郎右衛門

宝永八卯年正月名跡相続被 仰付、正徳元年卯五月

廿三日横井源左衛門代り中老役被 仰付、糸高式丸

受用ス、

(七十五丁表)

正徳六_甲年二月十八日三宅九郎右衛門代り年寄役被仰付、糸高五丸受用、

享保五_子年六月廿五日苗字小野寺_与相改度段、依願、御免被仰付候事、

享保十五_戌年正月病死、名跡弟幸三郎_江被仰付候、

幸三郎事

一題糸老丸

小野寺三郎右衛門

享保十五_戌年正月名跡相統被仰付候、

(七十五丁裏)

享保十五_戌年五月三宅寿四代り中老役被仰付、

元文五_甲年五月十日病死、名跡吉五郎_江願濟、其後

死去届申上候、

嶋 長門守様

御在役

馬場讚岐守様

右三郎右衛門悴

一題糸老丸拾斤

小野寺吉五郎

元文五_甲年七月朔日継目御札相勤候故、三郎右衛門

年寄中老役段々相勤来、由緒を以、糸高格別_ニ相願_ニ

拾斤相増如高、

寛保式_戌年十月十五日吉五郎事幸三郎_与改名、御聞

濟、

寛延元_辰年七月廿七日元服、三郎右衛門_与改名願、

御聞濟、

寛延式_巳年正月有来新兵衛挨拶_ニ而、倉光善左衛

門一同小貸会所_江出勤願相調、二月廿三日一同願

書差出候処、廿四日願之通被仰付候事、

(七十六丁裏)

宝曆三_酉年九月廿一日山田八兵衛代り中老役被仰

付、糸高式丸受用、

稲垣能登守様

西御月番

土屋越前守様

宝曆十_{壬午}年五月二日年寄役被仰付、糸高五丸受用、

小林阿波守様

御在役

松前筑前守様

(七十七卷)

寛政元_酉年十二月悴吉左衛門見習役被 仰付候、

同七卯年三郎右衛門病氣ニ付退役、喜兵衛与 変名仕

度并糸株跡役之儀者、悴吉左衛門年寄見習役奉願、

相動罷在候ニ付、右之者江被仰付被下度願、御聞濟、

右吉左衛門事

一題糸五丸

小野寺三郎右衛門

寛政七_卯年親喜兵衛退身之節、依願、直ニ年寄本役

被 仰付候、

(七十七卷)

享和元_酉年江府表御年頭拜礼として出府、先格之

通、拜礼相勤、御暇拝領物被 下置候後、於彼地病

氣相煩、同年九月下旬ニ帰京、病氣与者乍申、永々

江戸滞留仕居候義不束ニ付、役義 御免被 仰付候、

右已細者役場一件倍ニ有之、

右三郎右衛門事変名

一題糸六拾斤

小野寺吉左衛門

享和三_亥年右吉左衛門事、又々病氣再発ニ付、糸株

名跡之儀者、実父喜兵衛事変名喜左衛門江相譲り度

願、御聞濟、

(七十八卷)

右吉左衛門父喜兵衛事変名

一題糸六拾斤

小野寺喜左衛門

享和三_亥年七月名跡相統被 仰付候、

右喜左衛門孫

一題糸六拾斤

小野寺富三郎

文化五_辰年十二月名跡相統被 仰付候、

文政元_寅年九月病氣ニ付、糸株伯父三郎右衛門江相

譲り度願、御聞濟、

(七十八卷)

右富三郎伯父再勤

一題糸六拾斤

小野寺三郎右衛門

文政元_寅年九月名跡相統再勤被 仰付候、

同年十月十五日継目御礼濟、

右三郎右衛門養子

一題糸六拾斤

小野寺吉左衛門

天保元_寅年閏三月名跡相統被 仰付候、

同三_辰年十一月病身ニ而、難相勤、依之、糸株従弟

八十三郎江相統願、御聞濟、

(七十九丁裏)

他家從弟

一題糸六拾斤

小野寺八十三郎

当辰八才

天保三辰年十一月十八日名跡相統被 仰付候、

同年十一月苗字宇野与改度願、御聞濟、

天保四巳年病身ニ付、糸株從弟清一郎江相讓度願、

御聞濟、

他家從弟

一題糸六拾斤

宇野清一郎

当巳五才

天保四巳年二月十六日名跡相統被 仰付候、

(七十九丁裏)

天保四巳年二月八日苗字中井与改度願、御聞濟、

同年三月廿六日清一郎義幼年ニ付、成長迄名代三郎

兵衛義御用之節、仲ク間限苗字井手与為相名乗度

願、御聞濟、

天保四巳年四月朔日名代井手三郎兵衛ヲ以繼目御札

勤之、

(八十丁表白紙)

(八十丁裏白紙)

(八十二丁表白紙)

(八十二丁裏)

『中林』

(八十二丁表)

『新加』

中林家

本願寺門徒

西末

笹屋町淨福寺東江入

長円寺門徒

大宮通一条上ル二町目

一題糸拾五斤

中林孫兵衛

当辰三十八才

安永七戌年十二月吉見十右衛門明株之内を以、新加

入被 仰付候、

天明八申年十二月組頭役申渡、

(八十二丁裏)

寛政七卯年七月請弘役勤之、

同年長左衛門与変名願、御聞濟、

享和元酉年九月剃髮了甫と相改度願、御聞濟、

文化元子年十二月右了甫役義出情ニ付、糸拾五斤加

増申渡置候処、其節就病氣仲ケ間限ニ致し置、追而

御願可奉申上旨、無相違書附相渡シ、右替として当

節銀五枚目録相渡シ候事、

(八十三巻)

文化六巳年八月病氣ニ付、悴孫兵衛江糸株相統願、

御聞濟、

右了甫悴

一題糸式拾五斤

中林源兵衛

当巳四拾才

文化六巳年八月名跡相統被 仰付候、

此節加増糸之儀御願申上候処、拾斤被仰付候、依之

都合式拾五斤ニ相成候事、

委細一件袋ニ有之略ス、

(八十三巻)

文化九申年七月繼目并加増糸御礼共相急勤之、

文政四巳年五月組頭役申渡、

文政五午年正月長左衛門与変名願、御聞濟、

文政七申年四月廿六日唐物掛リ役被仰付候、

文政八酉年九月伊藤権左衛門代リ中老役被仰付、糸

式丸受用、

文政九戌年三月鎌田源太郎代リ年寄役被 仰付、糸

五丸受用、

(八十四巻)

文政十一子年六月長左衛門病身ニ相成、役義難相

勤、退役願、御聞濟、

天保三午卯八月剃髪了員与変名願、御聞濟、

天保五午年八月病身ニ付、悴和三郎江糸株相譲リ度

願、御聞濟、

右了員悴

中林和三郎

当年十九才

一題糸式拾五斤

天保五午年八月名跡相統被 仰付候、

(八十四巻)

天保七申年二月繼目御礼相勤ル、

(八十五丁表白紙)

(八十五丁裏白紙)

(八十六丁表白紙)

(八十六丁裏)

『比喜多』

(八十七巻)

『新加』

比喜多家

禪宗

妙心寺中

退蔵院旦那

元株 金屋 嶋屋 神谷

一題糸三拾斤

金屋庄右衛門

享保十巳年十二月新加入被

仰付候、

同月十八日繼目御礼勤之、

(八十七巻)

享保十七子年六月病氣ニ付、甥安左衛門江糸株相統

願、御聞濟、

右庄右衛門甥

一題糸三拾斤

金屋安左衛門

享保十七子年六月名跡相統被仰付候、

享保十九寅年十一月右安左衛門病身ニ而、難相勤、

依之、糸株従弟嶋屋久兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

(八十八巻)

一題糸三拾斤

嶋屋久兵衛

享保十九寅年十一月従弟金屋安左衛門ニ譲リ請、相

統被 仰付候、

翌卯年三月朔日繼目御礼勤之、

寛保二戌年六月右久兵衛病身ニ而、難相勤、依之、

糸株従弟神谷三郎兵衛江相譲リ度願、御聞濟、

(八十八巻)

一題糸三拾斤

神谷三郎兵衛

寛保二戌年六月従弟嶋屋久兵衛ニ譲リ受、相統被

仰付候、同月十五日繼目御礼勤之、

宝曆四戌年五月病氣ニ付、悻三次郎江糸株相統願、

御聞濟、

右三郎兵衛悻

一題糸三拾斤

神谷三次郎

(八十九巻)

宝曆四戌年五月名跡相統被仰付候、

同年六月十五日繼目御礼勤之、

安永二巳年十月病氣ニ付、父三助江糸株相統願、御

聞濟、

右三次郎父三郎兵衛事

一題糸三拾斤

神谷 三助

安永二巳年十月名跡相続被仰付候、

右者三次郎重病ニ而忩も無之、無抛親三助江譲リ戻

しニ相成候事、

(八十九丁裏)

寛政元酉年閏六月右三助病身にて難相勤、依之、糸

株甥比喜多権兵衛江譲リ度願、御聞濟、

一題糸三拾斤

比喜多権兵衛

寛政元酉年閏六月伯父神谷三助ハ譲リ請、相続被

仰付候、

同八辰年九月権兵衛義卯作と変名願、御聞濟、

(九十一表)

文化十二亥年三月剃髮宗葩と相改度願、御聞濟、

文化十四丑年十一月病氣ニ付、忩権兵衛江糸株相続

願、御聞濟、

右宗葩忩

一題糸三拾斤

比喜多権兵衛

当丑廿九才

文化十四丑年十一月名跡相続被仰付候、

文政式卯年九月朔日繼目御礼勤之、

(九十一裏)

文政三辰年十月病氣ニ付、忩権四郎江糸株相続願、

御聞濟、

右権兵衛忩

一題糸三拾斤

比喜多権四郎

当辰拾三才

文政三辰年十月名跡相続被 仰付候、

文政八酉年八月病氣ニ付、從弟三右衛門江糸株相続

願、御聞濟、

(九十二表)

右権四郎從弟

一題糸三拾斤

比喜多三右衛門

当酉三十才

文政八酉年八月名跡相続被 仰付候、

天保元寅年十二月朔日繼目御礼勤之、

(九十二丁裏白紙)

(九十二丁表白紙)

(九十二丁裏白紙)

(九十三丁表白紙)

(九十三丁裏)

『諏訪』

(九十四丁表)

「新加」

諏訪家

「松屋」

元株 鮫屋 篠田

一題糸拾斤

元録五 申年四月新加入被 仰付候、

同年五月糸拾斤加増被 仰付候、

同七戌年二月糸七斤加増被 仰付候、

同十五年二月糸三斤加増被 仰付候、

(九十四丁裏)

宝永元 申年十一月病氣ニ付、悴平兵衛江糸株相統

願、御聞濟、

一題糸三拾斤

宝永元 申年十一月名跡相統被仰付候、

享保七 寅年八月病氣ニ付、悴平吉江糸株糸株相統

(分力)

願、御聞濟、

右平兵衛悴

一題糸三拾斤

鮫屋 平吉

(九十五丁裏)

享保七 寅年八月名跡被 仰付候、

同十九 寅年平吉 義平兵衛と変名願、御聞濟、

明和三 戌年五月病氣ニ付、悴長次郎江糸株相統願、

御聞濟、

右平兵衛悴

一題糸三拾斤

明和三 戌年五月名跡相統被 仰付候、

其後長次郎 義平兵衛と変名願、御聞濟、

(九十五丁裏)

安永四 未年六月病氣ニ付、悴篠田平七江相統願、御

聞濟、

右平兵衛悴

一題糸三拾斤

安永四 未年六月親鮫屋平兵衛と譲り請、相統被仰付

候、

寛政八 辰年四月右平七 義病身ニ而、難相勤、依之、

糸株従弟諏訪加兵衛江相譲り度願、御聞濟、

(九十六丁表)

一題系式拾五斤

諏訪加兵衛

当辰廿六才

寛政八辰年四月従弟篠田平七ら譲り請、相統被仰付候得共、他家相統ニ付、糸五斤減少被仰付候、同年

七月朔日、御礼勤之、

文化八未年二月病氣ニ付、忝加吉郎江糸株相統願、

御聞濟、

(九十九丁表)

『当』

富田家

『墨屋』

『分ヶ株』

元株 和久屋

三条通高倉西江入ル町

富田伝兵衛

当戌四十一才

一題系拾斤

享和二戌年四月甥和久屋九郎右衛門持糸高之内、分

株譲り請、相統被 仰付候、同月十五日御礼勤之、

(九十九丁裏)

享和二戌年五月質会所後見役被仰付候、

文化十四丑年十月組頭役申渡、

文政四巳年五月病氣ニ付、質会所後見役御免願、御

聞濟、尚又組頭退役、糸株之儀者忝勇三郎江相讓り

度願、御聞濟、

一題系拾斤

富田勇三郎

当巳五才

文政四巳年五月名跡相統被 仰付候、

(百丁表白紙)

(九十六丁裏)

一題系式拾五斤

右平兵衛忝

諏訪加吉郎

当未十五才

文化八未年二月名跡相統被仰付候、

同九申年六月朔日継目御礼勤之、

文化十四丑年八月加兵衛と変名願、御聞濟、

(九十七丁表白紙)

(九十七丁裏白紙)

(九十八丁表白紙)

(九十八丁裏)

『富田』

(百丁裏白紙)

(百一丁表白紙)

(百一丁裏)

『木田』

(百二丁表)

『新加』

木田家

『菱屋』

一題糸拾五斤

小川通一条上ル町

木田三郎左衛門

当丑廿六才

文化二五年正月岡村利兵衛明株を以、新加入被 仰

付候、

同年二月朔日御礼勤之、

(百二丁裏)

文政五午年七月病氣ニ付、糸株実弟吉五郎江相続願、

御聞濟、同日死去、

三郎右衛門実弟

一題糸拾五斤

木田吉五郎

当年廿貳才

文政五午年七月名跡相続被 仰付候、

同六年未正月三郎右衛門与 菱名願、御聞濟、

同年十月繼目御礼勤之、

(百三丁表白紙)

(百三丁裏白紙)

(百四丁表白紙)

(百四丁裏)

『八里』

(百五丁表)

『当新加』

八里家

浄土宗

知恩院末

裏寺町四条上ル

称名寺旦那

『菱屋』

元株 横山 本郷 磯村 青木 富山

油小路通大文字町

一題糸式拾七斤

横山次郎右衛門

貞享二五年六月池田屋市兵衛糸株被 召放、跡江新

加入被仰付候、

(百五丁裏)

元録七戌年二月糸三斤加増被仰付候、

享保九辰年七月予州江下向、久左衛門、菱名願、御

聞濟、

享保十五 戌年七月久左衛門義病氣ニ而、難相勤、糸

株從弟本郷佐兵衛相統願、御聞濟、

一題糸三拾斤

本郷佐兵衛

享保十五 戌年七月從弟横山久左衛門ノ讓り請、相統

被仰付、同月四日御礼勤之、

(百六丁巻)

享保貳拾 卯年十一月苗字名前磯村作右衛門与相改度

願、御聞濟、

寛保元 酉年九月組頭役申渡、

同貳 戌年七月元方役兼帶相勤、同年退役ス、

寛保三 亥年十一月右作右衛門病氣ニ而、難相勤、糸

株甥青木源蔵江相統願、御聞濟、

一題糸三拾斤

青木 源蔵

寛保三 亥年十一月伯父磯村作右衛門ノ讓り請、相統

被仰付、同月十五日、御礼勤之、

(百六丁巻)

但し右源蔵幼年ニ付、名代菊屋市左衛門を以勤之、

寛延二 巳年六月右源蔵病氣ニ而、難相勤、依之、從

弟富山喜左衛門江糸株相讓り度願、御聞濟、

一題糸貳拾七斤

富山喜左衛門

寛延二 巳年六月從弟青木源蔵ノ讓り請、相統被仰付

候得共、糸三斤減少被仰付候事、

(百七丁巻)

寛政四子年十月右喜左衛門剃髮淨悦与麥名願、御聞

濟、文化二 丑年閏八月右淨悦義病氣ニ而、難相勤、依

之、糸株從弟八里又四郎江相讓度願、御聞濟、

一題糸貳拾貳斤

八里又四郎

文化二 丑年閏八月從弟富山淨悦ノ讓り請、相統被仰

付候得共、糸五斤減少被仰付候、

(百七丁巻)

同年九月御礼勤之、

天保貳 卯年病氣ニ付、悻賢五郎江糸株相統願、御聞

濟、

一題糸式拾貳斤

右又四郎実粹

八里賢五郎

当卯拾九才

天保二年卯正月廿八日名跡相統被 仰付候、

同年五月朔日継目御礼勤之、

(百八丁表白紙)

(百八丁裏白紙)

(百九丁表白紙)

(百九丁裏)

『田村』

(百十丁表)

『当』 田村家

『分ケ株』

元株 寺尾 安井

一題糸拾五斤

浄土宗

知恩院末

寺町高辻上ル町

永養寺旦那

安井太兵衛

当未卅五才

文化八末年正月從弟寺尾清兵衛持糸之内、此高分ケ

株譲り請、相統被 仰付候、

同年二月御礼勤之、

(百十丁裏)

文化十式 亥年四月勘藏と変名願、御聞濟、

天保式 卯年十二月病氣ニ付、從弟三郎助江糸株相讓

り度願、御聞濟、

右勘藏從弟

一題糸拾五斤

安井三郎助

当卯三拾才

天保式年卯十二月名跡相統被 仰付候、

同三年辰正月十九日苗字田村与相改度願、御聞濟、

同年二月朔日継目御礼勤之、

(百十一丁表白紙)

(百十一丁裏白紙)

(百十二丁表白紙)

(百十二丁裏)

『山田』

(百三丁表)

『当』

山田家

浄土宗

智恩寺末

『分ケ株ニ成』 寺町錦小路上ル町

了蓮寺旦那

元株 金屋 中嶋 中沢 寺尾

二条通大炊町

一題糸沓丸

金屋 友雪

貞享二 丑年五月御再興之節被 召加候、

(百三丁表)

貞享五 辰年五月病氣ニ付、弟友西江糸株相統願、御

聞濟、

右友雪弟

一題糸沓丸

金屋 友西

貞享五 辰年五月名跡相統被仰付候、

元録九子年五月三宅新右衛門代り中老役被仰付、

元録十五年十二月病氣ニ付、役義御免願濟、糸株

甥勝右衛門江相統願、御聞濟、

(百四丁表)

右友雪甥

一題糸沓丸

金屋勝右衛門

元録十五年十二月名跡相統被 仰付候、

正徳二 辰年三月病氣ニ付、甥佐助江糸株相統願、御

聞濟、

右勝右衛門甥

一題糸沓丸

金屋 佐助

正徳二 辰年三月名跡相統被仰付候、

享保三 戌年十一月病身ニ而、難相勤、從弟中嶋三郎

左衛門江糸株相讓度願、御聞濟、

(百四丁裏)

一題糸沓丸

中嶋三郎左衛門

享保三 戌年十一月從弟金屋佐助ニ譲リ請、相統被

仰付候、

享保十七子年六月病氣ニ付、糸株從弟孫八郎江相統

願、御聞濟、

一題糸沓丸

中嶋孫八郎

享保十七子年六月從弟三郎左衛門ニ譲リ請、相統被

仰付候、

(百五丁表)

同年七月御札勤之、

苗字多田と相改度願、御聞濟、

寛保二 戌年十月元方役相勤、

寛保三 亥年二月身分形付之義ニ付、糸株從弟中嶋忠

次郎江相譲り度願、御聞濟、

一題糸壹丸

中嶋忠次郎

寛保三^亥年二月從弟多田孫八郎^ハ譲り請、相統被仰
付候、同三月御札勤之、

(百五丁裏)

延享二^丑年三月忠三郎与変名願、御聞濟、

延享五^辰年六月右忠三郎義

禁裏御車副役譲り請候ニ付、苗字中沢与相改度願、

御聞濟、

右忠三郎粹

一題糸壹丸

中沢忠次郎

右名跡相統被仰付候、年限不知、

(百六丁表)

安永二^巳年七月右忠次郎^義繼母すけ与跡式之儀公事

出入有之、御聞掛ケニ相成、段々御調子中、双方内

濟糸株高五拾斤之内、廿五斤繼母親中沢平内江引分

相讓、残廿五斤者右中沢忠次郎持高ニ而相統致シ

候、

安永二^巳年九月苗字中嶋と相改度願、御聞濟、

安永六^酉年十二月右忠次郎^義病身ニ而、難相勤、依

之、糸株從弟寺尾清兵衛江相譲り度、御聞濟、

(百六丁裏)

一題糸式拾式斤

寺尾清兵衛

安永六^酉年十二月從弟中嶋忠次郎^ハ譲り請ニ付、糸

三斤相減相統被仰付候、

寛政七^卯年七月請払役相勤、

享保二^戌年四月元^ハ役相勤、

文化元^子年十二月右清兵衛^義年来役義出情ニ付、糸

株拾五斤加増可願処、病氣ニ而、暫延引被申出候

故、当分銀五枚目錄差遣ス事、

文化五^辰年八月剃髮浄安と相改度願、御聞濟、

文化六^巳年四月病氣ニ付、糸株悴清兵衛江相統願、

御聞濟、

右浄安粹

一題糸三拾七斤

寺尾清兵衛

文化六巳年四月名跡相統被 仰付、尚亦加増糸願之
通被仰付、糸如高ニ成ル、

(百七丁裏)

文化八未年正月持糸高之内拾五斤引分ケ、從弟安井
太兵衛江相譲リ度願、御聞濟、依之、残り持糸高式
拾式斤ニ成ル、

文化十酉年七月病氣ニ而、難相勤、依之、糸株從弟
山田長左衛門江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸式拾斤

他家從弟

山田長左衛門

當四五十一才

文化十酉年七月從弟寺尾清兵衛ヲ譲リ受、相統被仰
付候得共、他家讓リニ付、糸式斤相減シ候、
同月七日御礼勤之、

(百八丁裏)

文化十一戌年八月病氣ニ付、悻五郎助江糸株相統願、

右長左衛門悻

山田五郎助

當戌廿七才

一題糸式拾斤

文化十一戌年八月名跡相統被 仰付候、
同年十月長左衛門ト菱名願、御聞濟、
同年十一月繼目御礼勤之、

(百八丁裏白紙)

(百九丁裏白紙)

(百九丁裏白紙)

(百十丁裏白紙)

(百十丁裏)

『石田』

(百十一丁裏)

『新加』

石田家

本願寺門徒

西末

『八文字屋』

西陣笹屋町淨福寺

東江入

長田寺旦那

元株 岩井 伊代 中村

一題糸式拾五斤

岩井喜四郎

元錄十五年二月新加入被 仰付候、

(百十一丁裏)

元錄十三辰年八月糸五斤加増被仰付候、

正徳二辰年七月病氣ニ付、孫喜三郎へ糸株相統願、

御聞濟、

一題糸三拾斤

右喜四郎孫喜三郎事改名

岩井喜四郎

正徳二辰年七月名跡相統被 仰付候、

元文六酉年正月病氣ニ付、弟喜三郎江糸株相統願、

御聞濟、

(百十二丁表)

一題糸三拾斤

右喜四郎弟

岩井喜三郎

元文六酉年正月名跡相統被 仰付候、

同年四月朔日繼目御礼勤之、

明和四亥年二月病氣ニ付、弟喜四郎江糸株相統願、

御聞濟、

一題糸三拾斤

右喜三郎弟

岩井喜四郎

明和四亥年二月名跡相統被 仰付候、

(百十二丁裏)

寛政貳戌年十一月病氣ニ付、孫助次郎江糸株相統

願、御聞濟、

一題糸三拾斤

右喜四郎孫

岩井助次郎

寛政二戌年十一月名跡相統被 仰付候、

寛政九巳年十月右助次郎病身ニ而、難相勤、依之、

糸株從弟伊代甚藏江相譲リ度願、御聞濟、

(百十三丁表)

一題糸式拾五斤

伊代 甚藏

寛政九巳年十月從弟岩井助次郎ニ譲リ受、他家相統

ニ付、糸五斤減少被 仰付候、

同月十五日御礼勤之、

文化五辰年九月右甚藏病身ニ而、難相勤、依之、糸

株從弟中村弥左衛門江相譲リ度願、御聞濟、

一題糸式拾五斤

中村弥左衛門

(百十三丁裏)

文化五辰年九月從弟伊代甚藏ニ譲リ請、相統被仰

付、同年十一月御礼勤之、

文化十四丑年十月病氣ニ付、孫安次郎江糸株相統願、

御聞濟、

右弥左衛門孫

一題糸式拾五斤

中村安次郎

文化十四五年十月名跡相統被

仰付候、

(百十四丁裏)

文政六未年六月右安次郎病身ニ而、難相勤、依之、

糸株從弟八文字屋庄右衛門江相譲リ度願出、右安次

郎發當未拾三才ニ而未繼目御礼も不相勤、然ル処、

去ル文化十式亥年仲ケ間取締後、他家譲リ始而之義

ニ付、役方中申談繼目御礼不相勤、他家譲リ過料銀

糸拾斤ニ付、銀壹枚ツ、為差出候而、名跡相統願、

御聞濟、

(百十四丁裏)

一題糸式拾貳斤

中村庄右衛門

当未廿九才

文政六未年六月從弟中村安次郎ハ譲リ請、相統被仰

付候、

同年八月苗字石田と相改度願、御聞濟、

同年九月朔日御礼勤之、

(百十五丁裏白紙)

(百十五丁裏白紙)

(百十六丁裏白紙)

〔吉田〕

〔吉田〕

(百十七丁裏)

〔古〕

吉田家

〔近江屋〕

『乍古割符新加入ニ成ル』

浄土宗

知恩院末

下寺町五条下ル

本覺寺中

光源院旦那

元株 伊丹屋 鎰屋 伊勢屋

高宮 駒井 浅井

堺町二条下ル町

一題糸式拾七斤

伊丹屋長兵衛

貞享二五年五月御再興之節被 召加、

(百十七丁裏)

元録二巳年長崎表ニ而大病ニ付、悴清次郎江糸株相

統願、御聞濟、長崎ニ而病死也、

右長兵衛悴清次郎事改名

一題糸式拾七斤

伊丹屋彦兵衛

元録二巳年名跡相統被 仰付候、

享保三戌年正月病身ニ而、難相勤、依之、糸株甥統

屋山三郎江相讓度願、御聞濟、

一題糸式拾七斤

鎰屋山三郎

(百八丁表)

享保三戌年正月伯父彦兵衛ハ讓リ受、相統被 仰付

候、

享保六丑年閏七月文右衛門ト変名願、御聞濟、

享保十七子年十月病氣ニ付、從弟与兵衛江糸株相統

願、御聞濟、

右文右衛門從弟

一題糸式拾七斤

鎰屋与兵衛

享保十七子年十月名跡相統被 仰付候、

同年十一月朔日繼目御礼勤之、

(百八丁裏)

享保十八丑年十一月病身ニ而、難相勤、依之、糸株

從弟伊勢屋長右衛門江相讓リ度願、御聞濟、

一題糸式拾七斤

伊勢屋長右衛門

享保十八丑年十一月從弟鎰屋与兵衛ハ讓リ請、相統

被仰付候、 同月御礼勤之、

同年高宮と苗字名乘願、御聞濟、

寛保元酉年九月組頭役申渡、

(百十九丁裏)

延享五辰年四月右長右衛門義浜口屋又右衛門ト申者

と出入掛り合有之、久く埒明無之、既ニ御咎も可被

仰付趣、乍去、割符人之事ニ而仲ケ間外聞も不宜思

召ニ付、年寄共江御理容被 仰渡候ニ付、株糸仲ケ

間江差出、合力金五拾兩相渡、右金子ニ而浜口屋出

入も相濟候、依之、長右衛門義者仲ケ間座外ニ相成

候事、

一題糸式拾七斤

駒井与八郎

延享五辰年五月伊勢屋長右衛門明株を以新加入被仰

付、同月十五日御礼勤之、

(百十九丁裏)

寛延二巳年五月分糸六斤讓リ請、

寛延三年八月与八郎義太兵衛而変名願、御聞濟、

宝曆七丑年七月病氣ニ付、悴太三郎江糸株相統願、

御聞濟、

一題糸三拾三斤

駒井太三郎

宝曆七_五年七月名跡相統被 仰付候、

(百二十表)

宝曆十三_末年二月病氣ニ付、弟長十郎江糸株相統

願、御聞濟、

右太三郎弟

駒井長十郎

一題糸三拾三斤

宝曆十三_末年二月名跡相統被仰付候、

同年太兵衛与菱名願、御聞濟、

寛政四_子年九月太兵衛_義左助と菱名願、御聞濟、

享和元_酉年十二月病身ニ而、難相勤、依之、糸株弟

浅井庄右衛門江相譲リ度願、御聞濟、

(百二十裏)

一題糸三拾斤

浅井庄右衛門

享和元_酉年十二月兄駒井左助_ハ譲リ請ニ付、糸三斤

減少相統被仰付候、

同月廿三日御礼相勤ル、

享和二_五年八月組頭役申渡、

文化八_末年二月糸目利役相勤、組頭退役、

文化十_式年六月請払役ニ而長崎勤番ス、

文政元_寅年十一月病氣ニ付、長崎表_ハ帰京、請払役

相退、

(百二十一表)

文政九_戌年十一月右庄右衛門_義病身ニ而、難相勤、

依之、從弟浅井新十郎江糸株相譲リ度願、御聞濟、

一題糸三拾斤

浅井新十郎

当寅十三才

文政九_戌年十一月從弟浅井庄右衛門_ハ譲リ請、名跡

相統被 仰付候、

同月廿二日苗字吉田与相改度願、御聞濟、

(百二十一裏)

文政十三_寅年八月病氣ニ付、弟政之助江糸株相譲リ

度願、御聞濟、

右新十郎弟

一題糸三拾斤

吉田政之助

当寅十三才

文政十三_寅年八月名跡相統被 仰付候、

(完)